

平成 29 年 第 4 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 29 年第 4 回東彼杵町議会定例会は、平成 29 年 12 月 13 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	堀 進一郎 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田 伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	口木 俊二 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	橋村 孝彦 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川 哲文 君
副 町 長	(不 在)	建 設 課 長	山口 大二郎 君
総 務 課 長	森 隆志 君	健康ほけん課長	深草 孝俊 君
農林水産課長	岡田半二郎 君	町 民 課 長	構 浩光 君
農 委 局 長	(岡田 半二郎 君)	財政管財課長	三根 貞彦 君
水 道 課 長	峯 広美 君	まちづくり課長	松山 昭 君
教 育 次 長	岡木 徳人 君	税 務 課 長	高月 淳一郎 君
会 計 課 長	下野 慶計 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	辻 由美子 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 一般質問

6 散 会

開 会（午前 9 時 29 分）

○議長（後城一雄君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これより平成 29 年第 4 回東彼杵町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

これから諸般の報告をします。はじめに議長報告ですが、皆さんのお手元に配布しておりますので、朗読は省略します。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されておりますが、朗読は省略いたします。

次に、議員派遣結果報告書が、口木議員から議会広報研修報告書、浪瀬議員から「県への陳情」報告書及び「国への陳情」報告書、大石議員から郡内議員研修報告書が提出されておりますが、提出者の報告は省略し、配布のみとします。

次に、総務厚生常任委員会所管事務調査の報告をお願いいたします。吉永総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

皆様、改めておはようございます。それでは、委員会調査報告書を朗読いたします。

本委員会において、所管である健康ほけん課とまちづくり課に関する調査を実施したので、会議規則第 76 条の規定により、報告します。

記

1 調査事件

- ①「よんなっせ」の現況について
- ②「龍頭泉いこいの広場」の管理状況について

2 調査年月日並びに場所

平成 29 年 10 月 19 日 総合会館和室、龍頭泉いこいの広場

3 調査内容並びにその結果

- ① 深草健康ほけん課長、山根高齢者支援係長の出席を求め、「よんなっせ」の事業内容並びに現状の説明を受け、その後、総合会館での実施状況を調査した。

「よんなっせ」は平成 24 年度から二次介護予防事業として始められたが、本年度からは地域支援事業の介護予防事業・日常生活支援総合事業（C 型）に属する事業となっている。

現在の登録者数は 59 名で、対象者は要支援 1・2、又は総合事業対象者（チェックリスト該当者）である。実施日は火曜、木曜、金曜日。利用回数は週 2 回までで、送迎回数は週 1 回（送迎車、タクシー）である。また、個人負担は 1 回 50 円で、昼食は各自持参となっている。

支援内容は、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等で、半年に 1 回、体力測定・評価を行い、その結果に基づく個別指導が実施されている。

通常の参加者は 20 名前後であるが、当日の参加者は 12 名と見学者 1 名であった。まず、全員で歌を歌い、手首や足首に 500 g の重りを付けた百歳体操を約 40 分を行い、その後、脳トレなどが実施され、午後はぬりえ、ペン習字、レクリエーション、講話などが予定されてい

る。

現在、本町の介護認定者数は、ここ 5 年間横ばい状態で、介護給付費も減少傾向にある。

「よんなっせ」は高齢者にも概ね好評であり、介護予防事業の一環として、相応の成果が上がっているものと思われる。

- ② 松山まちづくり課長、中山商工観光係長並びに「PAPA' S&MAMA' S」代表・城島氏と森圭司管理責任者の出席を求め、現状の説明を受け、その後、現場を調査した。

龍頭泉いこいの広場は本年 2 月から指定管理者が代わり、現状は平日 2 名、土日 4 名体制で管理運営されている。5 月から 9 月までの入場者数は前年とほぼ同じである。今年度は実質的引き継ぎのない手探り状態での運営であるので、次年度からは独自のイベントなどを企画実施したいとのことである。

指定管理者からは、トイレの改修とツリーハウスの撤去及び遊具の改修要望があったが、特にツリーハウスは朽ちて危険な状態にあるので、早急な対応が望まれる。

次の委員会報告書です。

記

1 調査事件

- ① 学校廃校跡地の利活用について（門司港アート村）

- ② 少子高齢化社会におけるまちづくりの現状と課題について（山口県 阿武町）

2 調査年月日並びに場所

平成 29 年 11 月 14 日、15 日

北九州市門司区、山口県阿武町

3 調査内容並びにその結果

- ① 北九州市門司区「門司港アート村」（現在は門司港美術工芸研究所）における廃校跡地の利活用について、川端所長、城水理事長から説明を受け、その後、館内見学を行った。

平成 7 年に廃校となった門司区旧庄司小学校は当初、埋蔵文化財出土品収蔵庫として使用されていたが、平成 14 年から校舎の一部が「門司港アート村」として開村し、平成 23 年から 28 年 7 月までは「門司港美術工芸研究所」として合計 14 年間活用された。

平成 7 年、門司港の観光振興及び地域活性化を目的として、地元企業と民間団体、行政が一体となって、「門司港レトロ倶楽部」が結成され、その目的達成の方策として、「門司港アート村構想」が立ち上げられた。

「門司港アート村構想」とは、数多くの芸術家や工芸家を在住させ、アーティストを支援する創作活動の盛んな街として門司港を全国に発信することである。

平成 14 年の開村当初は、門司のまちづくり及び地域文化の振興に寄与するとして、北九州市から小学校施設の無償貸与と補助金支給の支援を受けていたが、平成 23 年からは「北九州市文化振興計画」の一環として、「門司港美術工芸研究所」に名称変更された。校舎の老朽化と耐震校舎でないため、昨年 7 月から門司港ハウス 2 階に移転し、現在の在籍研修生は 7 名（彫刻家、染色家、弦楽器家等）で、来年度も研修生を募集しており、北九州市からは 6 年間の期限付きで年間 1080 万円の補助金が出ている。

門司港アート村（門司港美術工芸研究所）は開村当時、特色あるユニークな廃校跡地利用

例として全国的な注目を浴び、文部科学省廃校リニューアル 50 選に選定されている。14 年間、校舎が使用に耐えなくなるまで有効利用された、素晴らしい廃校舎の利活用事例と思われる。

- ② 山口県阿武町におけるまちづくりの現状と対策について、藤村まちづくり推進課長、石田企画定住係から「暮らし方研究所」で説明を受け、その後、町内を散策視察した。「暮らし方研究所」とは、空き家を改装した民家で毎月 1 回、町内外の人が集まり、まちづくりについての意見交換を行ったり、様々な技術を身に着ける交流の場所。

阿武町は日本海に面し、3 方を萩市に取り囲まれた、人口約 3300 人、面積 115k m²の町で、本町と同じように、人口減少、過疎化、空き家問題等の進行と、その喫緊の歯止め対策が乖離できない状況の町である。

阿武町版総合戦略では「人口は増えない」を大前提にしたまちづくりが基本で、「暮らし方研究所」＝ラボで 3 つのプロジェクトが進められている。(1) 住まいラボでは、空き家の現状とその有効利用方法。(2) 仕事ラボでは、ライフステージに応じた柔軟に働ける仕組みを作ることで、若い世代から年配までの活躍の場を作る。(3) ひとラボでは住民とまちとの接点を増やし、ふるさとの愛着と誇りを育むプロジェクトが進められています。

阿武町での様々なまちづくり対策と職員の熱意、また、その理念は今度の本町でのまちづくりにとって大いに参考になる事例と思われる。特に説明をされた石田さんは、33 歳の若さであるが、我々の視察受け入れが決まった直後に本町を訪れ、事前調査をするなど、本当にまちづくりに熱心な職員であり、新しい発想と行動力をもって、いきいきと職務をこなされていた。

また、このような若い職員のおおらかな発想と行動を許容し、結果責任を斟酌する上司、町長の存在は我が町にも大いに必要と思われる。

○議長（後城一雄君）

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、産業建設文教常任委員会所管事務調査報告をお願いいたします。浪瀬産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について、調査結果を下記のとおり会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

- 1 調査年月日 平成 29 年 10 月 2 日
- 2 調査事件 学校法人きのくに子どもの村学園視察調査
- 3 場 所 北九州市小倉南区平尾台
- 4 調査結果

少子化高齢化社会の中で、昨年 4 月に廃校となった、旧音琴小学校に開校を希望されている、きのくに子どもの村学園の実態を調査するため、北九州市にある学校を訪問しました。

この学校は、北九州市小倉南区平尾台のカルスト台地で海拔約 300mのところであり、地域には 41 世帯が住まわれている。対応には、校長が出張とのことで副校長と地元自治会長、別の学園理事長の方々にあたっていただきました。2006 年の設立当初は、東京在籍の人が自然熟としてフリースクールで経営されていたようですが、経営難で 2009 年に現在の学校に引き継がれたとのことです。また、昨年小中学校を統合したとのことで、現在、小学生 69 名、中学生 34 名とのことです。約半数が寮生で、後は通学生とのことで、通学生においては最寄りの駅までスクールバスで送迎をしているとのことです。寮生においては、土曜・日曜は帰宅しているとのことでした。そのために、月曜日の始業時間は 11 時に設定してあるそうです。校舎は北九州市から無償貸与ということで、当初は運動会なども地域の人を交えながら一緒に行っていたとのことでしたが、現在は児童生徒数が多くなってきたために行われていないとのことです。しかし、地域の行事に子ども達も参加してもらい地域を盛り上げたいとの要請もあっているとのことです。学校に地域の子供達を受け入れることは、市が授業料を補助するというので、契約の中において結ばれているとのことです。授業料は、小学生が年間約 60 万円（寮生 100 万円）、中学生はプラス約 20 万円とのことです。入学試験においては、2泊3日の体験入学で子どもが希望すれば受け入れているとのことです。授業の内容においては、順序は違うが文科省の学習指導要綱に沿って行っているとのことです。子ども達の授業の様子を見せてもらいましたが、真剣に取り組んでいる様子が伺え、また、子ども達に尋ねてみると学校が楽しいとの複数の回答を得ました。

この学校は自主的に活動し、人間力と忍耐力を養うことが目的とのことでしたが、独特のカリキュラムによって子ども達の成長を見守り、特色のある学校のようにであった。我が町の活性化のためにも温かく見守り、地域の人と協調しながら進められることを願いたい。以上です。

○議長（後城一雄君）

以上で、産業建設文教常任委員会の報告を終わります。

次に、陳情第 6 号「難病医療費助成制度の改善を求める意見書提出を求めます」陳情書は、配布のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告をお願いします。町長。

○町長（渡邊悟君）

おはようございます。本日は平成 29 年の 12 月定例議会ということで招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましてはご健勝にてご出席賜りまして厚くお礼申し上げます。この議会に上程します議案は 15 件、報告が 2 件でございます。どうか、慎重審議の上ご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、行政報告をいたします。まず、最初に 12 月 3 日に東京都の渋谷ヒカリエというところで開催されました日本茶アワード 2017 におきまして、東宿にございます有限会社岡田商会様が見事栄えある日本一の日本茶大賞を獲得された共に、農林水産大臣賞を受賞されました。これは 9 月に全国から 405 点の出品がありまして、その内 18 点がプラチナ賞ということで選定をされまして、その 18 点を 12 月 2 日、3 日に東京都の渋谷ヒカリエで一般消費者が、約 500 名の方が投票によって順位を競うわけです。その投票結果によりまして、日本一の頂点に立たれたわけございま

す。岡田商会様は、創業は昭和 23 年と聞いておりますけれども、明治時代ぐらいからいろんなお茶専門ではなくて、その他の商品も併せながらされておりました、どちらかと言いますと老舗でございます。これまで、そのぎ茶の振興発展にご尽力いただいております、今回の授賞茶、別煎やまぎりというお茶でございます。これは、丹精込められて消費者に美味しいと言っていただけるお茶づくりをしたということで、話をされておりますとおりました素晴らしいお茶でございます。これまでのご労苦の成果であって、心から敬意を表する次第でございます。東彼杵町にとりまして、本年は前人未到の 4 冠を達成することができました。日本一となり、全国にその名を知らしめた特別な年でありました。今後益々、茶商、生産者、茶業関係者の皆様と協力をいたしまして、日本一の評価を得た玉緑茶の県内外はもとよりでございますが、世界を見据えた発信と販売促進対策を展開するほか、振興対策も併せて推進をしましろうと思っております。

次に、お手元の資料に基づいて説明させていただきます。9 月 26 日、ジップラインアドベンチャー視察と書いておりますけれども、これは 10 月 30 日も併せて行っております。福岡県の糸島市、これは東彼杵町の彼杵さんという方がおられる市でございます。30 日は熊本市の美里町の 2 か所に視察をいたしております。これは森林の樹木を使ったアドベンチャー、いわゆる冒険タイプの施設でございます、そんなに費用もかけずに楽しめる遊び場といたしますか、そういうことでございます。

10 月 10 日には、愛媛国体に出場されました成年女子のボート競技で入賞報告に原口さん、大村高校の嘱託的な教員さんですかね。それと佐藤さんは現在体育大学の学生さんですけども、お出でになっております。

それから翌日の 10 月 11 日、鈴木病院のソフトボールクラブが長年の活動が評価されまして、文部科学大臣賞を得ておられます。これも、地域貢献、あるいは職場の中での健康づくりとかということで高く評価をされておりましたの授賞でございます。

10 月 23 日は議員さんと、特に産業建設文教常任委員会の皆さんと国土交通省へ要望活動にまいっております。特に国道 205 号の改良など要望をいたしております。午後からは私は別行動になりまして、この日は東京都の港区の方にまいりまして、これは東彼杵町出身者の方のご子息の旦那さんが港区の部長さんをされておまして、ここで、そのぎ茶の販売あたりをしてもらえないかという話がありまして、港区役所とも今交流をしようといっております。

それから、10 月 24 日でございます。これは大村湾をきれいにする会で初めての環境省、あるいは国土交通省、農林水産省、そして午後からは長崎県選出の国会議員への要望活動を行っております。大村市長と我々首長が行くのは今回が初めてでございます。今まで全て大村市長だけが行ってました。本当に実情を訴えることができまして、大村湾の今の青潮対策、これが喫緊の課題でございますけれども、この窮状を訴えたところでございます。

10 月 25 日は消防第 4 分団に小型動力ポンプ、軽自動車ですけれども積載車の配備をいたしております。引渡しを行っております。

11 月 1 日、西九州北部地域連携中枢都市圏協議会が開催をされております。これは、正式には準備委員会ではなくて、初めての第 1 回の会議でございます。名称が今まで西九州北部と言っておりましたけれども、西九州佐世保広域都市圏ということで変更になっております。協議事項はいろんな整理をされまして、後ほど、まちづくり課の方から皆さんにお配りするかと思っております。48 項目の

連携協議が提示をされておりました、その内、東彼杵町が該当するのが 26 項目ぐらいでございます。川棚町、波佐見町もほぼ同じような協議をするようになっております。その他の意見といたしまして、林業に関するものが全く挙げられてなかったものですから、都市圏協議会には伊万里市の市長もお出でになっております。東彼杵郡森林組合等は全て伊万里市の港湾から中国、韓国に輸出をしております。是非、こういう輸出を新たに加えて欲しいということで意見を出しております。

11 月 11 日、これは全国お茶まつりでございます。これは、もちろん日本一になったわけでございます。第 34 回の全国茶生産青年茶審査協議会が東彼杵町で、全国お茶まつりと併せて協議会が開催をされております。これは茶の品質鑑定の競技でございます、日本全国の 10 ぐらいの産地の茶葉を見ながら外観とか味とか鑑定をするのでございまして、太ノ原地区の大場真吾さんが日本一ということで農林水産大臣賞を獲得されております。そのぎ茶の若い後継者でございますけれども、将来が大きな楽しみでございます。心からお喜び申し上げたいと思っております。

11 月 27 日、高齢者見守りネットワーク活動に対して NPO 法人すてっぷあっぷと、これは下三根にありますすてっぷあっぷでございます。ここは今、就労支援ということで移動販売、お店のいろんな生鮮食品などの移動販売を就労支援 B 型として、今事業をされております。そこが、中高齢者の安否確認とか、あるいは異常察知とか、移動販売と併せて、そういう活動を社会貢献事業をやりたいということで協定をいたしております。

それから 11 月 28 日、はかた de はさみ with 東彼マルシェということで、これはオープニングがされております。これは東彼商工会が主催で毎年行っております。波佐見焼きが主な出店でございます。今年は初めて東彼杵町と川棚町が加わって、東彼杵町、川棚町のエリアは非常にせまうございますけれども、お茶屋さんとか、味噌屋さんあたりが出まして、そういう賑わいを持ったという感じで出店をいたしております。

その他につきましては、お手元の行政報告に書いておりますので、ご一読いただければ幸いですと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これで町長の行政報告を終わります。

それでは、これから議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（後城一雄君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、9 番議員、大石俊郎君、10 番議員、橋村孝彦君を指名します。

日程第 2 会期の決定の件

○議長（後城一雄君）

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月20日までの8日間をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から12月20日までの8日間に決定をいたします。

日程第3 一般質問

○議長（後城一雄君）

日程第3、一般質問を行います。質問形式は、一問一答方式。質問時間は、執行部答弁を含めて60分以内。制限時間の2分前には、告知ベルを鳴らします。なお、質問、答弁とも簡潔明解に願います。順番に発言を許します。初めに2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

おはようございます。さっそく一般質問をさせていただきます。本日は3つの質問をさせていただきたいと思います。まず第1番目に、千綿小学校の管理状況と今後の対策について。これは、町長と教育長にお願いしたいと思います。人口減少と少子化による全国的な学校統廃合の潮流は本町でも例外ではなく、彼杵地区においては、3つの小学校を統合して平成28年4月から、新しい彼杵小学校としてスタートしています。また、町内2校の中学校の統合計画についても、現在、教育委員会を中心に進行中ですが、千綿小学校については、町内の人口分布や就学前の子供数等を考慮しますと、今後もある程度長期にわたり、存続運営されるものと思われまので、次の点について、町長、教育長の所見を伺います。まず1番目、千綿小学校の今後、及び、存続見通しについて町長の見解を伺います。2番目、千綿小学校は昭和44年校舎改装、昭和61年校舎大規模改修と一部教室の新築、昭和63年体育館新築などが行われ、その後、外壁、防水工事、更に、平成21年には耐震補強工事が施工されていますが、3階建て本校舎の耐用年数は、あと何年位と想定をされているのか。3番目、平成24年から27年にかけて屋上防水補修工事が行われているが、その成果と工事後の現況を伺いたいと思います。4番目、1階から3階に至る階段壁の剥離は相当にひどい状態にあるが、今後の対策はどのように計画されているのか。5番目、校内トイレの和式及び洋式化の現状と今後の計画について。なお、この質問につきましては、お手元に皆さんに資料を配付しておりますので、質問席ではその資料に基づいた質問もさせていただきたいと思っております。

2番目の質問です。町内自治会の加入率等の現状と問題点について。町内34自治会においては、区長、並びに自治会長がそれぞれの自治会の運営、集会の招集、町からの伝達、刊行物の配付等を行っておられるが、町内自治会の現況について次の点について町長の所見を伺います。1番目、現在、町内世帯数は3141世帯（10月末現在）であるが、そのうち自治会加入率はどのくらいなのか。また、34自治会で加入率にかなりの格差があるように思われるが、現状はどうなっているのでしょうか。2番目、各自治会の自治会費とその徴収方法並びに町刊行物の配布状況を伺います。3番目、各自治会における分別ごみの収集状況とその問題点を伺います。4番目、町内1分団から8分団までの消防団組織は町民の安心安全を確保するための最大の拠り所であり、これを維持管理するため

の財政支出は地方自治法並びに消防組織法により、各自治体に義務付けられています。しかしながら、各分団の円滑な運営を維持するための資金と補助・支援はそれぞれの後援会が担っており、本町において消防後援会なしには各分団の活動は成り立っていないのが現状と思われます。そこで、各自治会での消防後援会費（協力金）の現状を伺いたいと思います。

3番目の質問です。光ボックスの普及状況と「茶子ちゃんねる」の今後の運用法について。念願でありました、町内全域における光ケーブルの敷設は8月に完了し、その後、各世帯での接続工事が行われ、無償貸与の光ボックスの設置も逐次進捗しているようですが、現在までの光ボックス設置世帯数と現下の問題点について伺います。また、来年4月から本格的に始動する「茶子ちゃんねる」の運用方法、並びに活用方法についても伺いたいと思います。以上で登壇での質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

吉永議員の質問に対してお答えいたします。まず1点目の、千綿小学校の今後及び存続見通しについて町長の見解ということでございますのでお答えいたします。存続の見通しということですから、ある程度長い期間ということで考えてお答えをしたいと思っております。千綿小学校の現在の児童数というのは、男子が66名、女子が64名、合計130名であります。6学年で全て1学級、特別支援学級が2学級、合計8学級であります。平成30年度は男子が9名、女子が7名の合計16名が入学であります。1年生は30人以下が1学級となるため、来年度も全学年が1学級になる見込みでございます。学校教育法施行規則には小学校の標準的な学級数を12学級、以上18学級以下と規定してありますが、すでにそれ以下であって、今後も人口減少と少子高齢化が進む中で児童の増加は望めません。徐々に減少していくものもと考えております。

現在、中学校の統合につきましても、教育委員会がアンケート調査や意見交換、懇談会などを行っております。統合に向けた取り組みを行っております。小学校についても、児童にとっての好ましい教育環境を考えた場合、中学校と同様に彼杵小学校との統合が考えられますが、小学校は中学校以上に地域コミュニティの拠点としての性格も強く、登下校時の見守りや学校施設の環境整備活動、地域とのふれあい学習など、地域との結び付きが強いことから、小学校の統廃合は慎重に判断していく必要があると考えております。また、統合による通学距離や通学時間の増加が児童、特に低学年に及ぼす影響も大きいと考えられまして、発達段階も考慮しながら判断すべきであると考えております。将来的には、児童数の減少により複式学級の発生や統合の検討も必要になるかと考えております。

現時点では単独校での運営を維持していきたいということで考えております。やっぱり、今から2040年、今から43年後ぐらいですけども、ここまでは何とか子ども達も1学年10人ぐらいはキープできるんじゃないかと思っております。ただ、2060年になりますと、これは全町的に6.5人ぐらいしか生まれませんので、ここで本当に維持できるか。音琴小学校あたりが、ちょうど学年が6名、7名ぐらいが一番最後の学年でありました。それで統合となりましたけれども、その位のレベルに2060年はなるんじゃないかと思っております。これは東彼杵町だけではなくて、大村市でも62%ぐらいに減っていくわけでございます。人口が全部減るわけですから、とても対策が見込めません。

そして、また、人口予測というのは、現在の予測は 50 年前に予測をされておりました、国がそれを公表しておりませんでした。ですから、今からの 50 年先、100 年先の予測は立っております。だから、本当にこの数字が確実に減っていくだろうと思っております。もちろん、増えるところは取り合いですので、いくらか増えます。最終的には全体が減りますので、やっぱり減っていくかなど。もちろん、九州内でも全ての県庁所在地がマイナスになるわけですから、非常に厳しい状態になるんじゃないかと思っております。

次に、自治会の加入率の件でございますけれども、自治会の加入率と 34 自治会の加入率の現状でございます。町内の福祉施設とか病院とかに住所を有する人を除きますけれども、2985 世帯中 2392 世帯が加入しております。町全体の平均は 80.1%となっております。もちろん 100%の加入率が 2 地区ありますが、最低というのもありまして 63.8%もあります。もちろん 60%台が 2 地区、70%台が 11 地区、80%台が 13 地区、90%台が 6 地区となっております。次に、自治会費の徴収方法でございます。これにつきましては、集金袋等をお願いをして、班長さんが会計の役員さん辺りで金融機関で振込みとなっております。それぞれ地区が違いますので一概に言えません。具体的に答えることができませんので、月額で徴収しているところが 30 地区ですね。年額で徴収しているところが 4 地区。それから、月額にしますと 500 円以下が 2 地区、500 円を超えて 1000 円以下というところが 9 地区、1000 円を超えて 1500 円以下が 13 地区、1500 円を超えて 2000 円以下が 9 地区。そして、2000 円を超える地区が 1 地区あります。

それから、町からの広報紙等の刊行物の配布とか、回覧物につきましては、自治会に入っていない世帯にも配っているところが約 3 割ございます。11 地区あるようでございますけれども、その他は配布されておられません。更には自治会での合同作業ですか、そういうのに欠席された場合に出不足金と言いますかね、そのシステムがある自治会は 14 地区ございます。41%相当です。

それから、各自治会における分別ゴミの収集状況と問題点でございます。収集自体は順調にしておりますけれども、特に不燃物に関しては回収日以前に出されているのが未だに散見をされます。なお、道路沿いの集積場所には地区以外の方がゴミを投入するという関係で、集積場所が溢れているような状況でございます。該当区長さんの悩みとなっております。区長会でもそういう話が常にあります。以前としたら可燃物、不燃物の混在ゴミは減少しているようでございます。混在ゴミについてはゴミ集積管理者が仕分けをしている状況でございます。最悪な場合は町で回収し分別を行っております。なお、再資源となります古紙、繊維類、空き缶、空き瓶等につきましては、地区等で回収をされ、資源集団回収報奨金により各団体の運営費に充ててもらいたいものです。

それから 4 点目の、各自治会の消防後援会の現状でございます。徴収の仕方というのが、毎月徴収が 3 つの後援会、年額分を一括徴収あるいは分割徴収する後援会が 5 つあります。後援会への各世帯負担金を報告しますと、これはいろいろ弊害がありますので、年額 3600 円から最高で 5500 円ぐらいの徴収があっているようでございます。

次に、光ボックスの普及状況と茶子ちゃんねるの今後ということでございます。設置状況は光回線世帯数が 879 世帯でございます。目標が 1000 世帯でございますので、もう少しでございます。それに対しまして加入促進のために、あるいは無償貸与としております光ボックスですが、なかなか、まだまだ数が少のうございまして、12 月 11 日現在で 260 世帯に今とどまっております。これももう少し時間をかけていくしかないだろうと思っております。まだまだ地区によっては回覧

板も流れないような地区もございますので、本当、町の配布物が届いてないところも充分ございます。ですから、これはやっぱり職員辺りがもう少し積極的に出向いて知らせて、周知を図るということでやらなければならないかと思っております。

それから、本格稼働は議員が来年4月とおっしゃっていますけども、これはすでに本格稼働いたしておりますのでよろしくお願いいたします。

それから、茶子ちゃんねるの運用方法と並びに活用方法でございます。一応オフトークが3月末で終了いたします。そしたら、茶子ちゃんねるの重要性も高くなってくるわけですがけれども、動画とか写真とかテレビデータ放送では見られない情報発信が有効になります。優れている点でございます。イベントだけではなくて、地域の特集とか町民からの情報提供など、内容充実を図っていくと考えております。加入促進とか徴収率向上はもちろん図っていかなければなりません。併せまして、防災情報通信システムというのがオフトークに替わりスタートいたします。これは来年、年明けて2月ぐらいから本格のデモでスタートするかと思います。この活用がオフトークに替わるようなことができますので、まだ具体的にははっきり申せませんが、一番特徴なのはページングのお知らせができます。例えば、消防団の4分団なら4分団、4分団の管轄というのは、ここは行政区と入り込んでおりますから非常に難しい点もございます。4分団だけに流すお知らせ、あるいは地区の34地区の固定した地区だけに流す情報発信、こういうのが防災情報通信システムでできます。これは画期的な機能でございます。これをいかにして活用するかということで、大幅に茶子ちゃんねるとの併せた活用方法が変わっていくかと思っております。これは皆さんおわかりになりませんが、防災情報というのは、例えば、水道が断絶したとか事故が起こったとか災害とか流すわけでございます。ある意味、極端に中止をすることがありますね、地域で。そういうことができます。ただし、これはパソコンを扱う人が地域にいてもらわないとページングができません。町ではなかなか、それは無理だろうと思っております。したがって、誰かインターネットをされる方がいらっやして、その辺に町の方がどれだけ助成をするのかも考えないといけないです。おられれば緊急の場合に、例えば東宿でこれは止めますよとか緊急を流さないといけないときは、インターネットで発信ができますので、そういうことができます。ただし、それを受信する人がそういうスマホとか何とか持たなければなりません。個別ラジオも配布しますがタイムリーに、個別ラジオでいけばタイムリーにオフトークと同じようになります。スマホはタイムリーどころではなくて常時できます。不携帯ならばできませんけども、そういうことが可能になっております。茶子ちゃんねると防災情報通信システム、それからそういうものと組み合わせたICTを活用していくかと思っております。そして、方向といたしましてはなかなか難しくて使えないという話が出てくるかと思っております。しかし、今からオフトークの時代からそういう光の時代、ICTの時代でございます。町民の方にもいづらか、そういうコンピューターの威力を実感してもらえるように勉強していただいて、スマホを私も70でも使っておるわけでございますので、しっかり皆さんにPRをしていこうと思っております。登壇での答弁を以上で終わります。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

吉永議員のご質問について答弁をさせていただきます。まず、(2)でございます千綿小学校の3

階建て本校舎の耐用年数は、後何年ぐらいと想定されているのかということでございます。千綿小学校に限らず校舎の改築あるいは大規模改修、はたまた耐震補強工事などにあたりましては、議会の議員の皆様方に多数ご支援をいただきまして誠にありがとうございます。千綿小学校は昭和 44 年度に建築され、現在、築 48 年目となります。財務省の減価償却資産の耐用年数等に関する省令では学校の用に供する鉄筋コンクリート造りの建物の耐用年数は 47 年と規定されており、すでに耐用年数を超過している現状です。また、一方で文部科学省の補助事業で取得したもので、鉄筋コンクリート造りの建物の処分制限期間は 60 年となっております。耐用年数は建物の物理的な寿命を示すものではありませんが、コンクリートの劣化や中性化が進行していることは間違いないと思います。過去にも外壁や屋上防水などの改修を実施していますが、今後も学校施設の長寿命化に向けて適切な維持管理を行いたいと思っております。

(3) の平成 24 年から 27 年にかけて屋上防水補修工事が行われているが、その成果と現状はということでございます。千綿小学校の屋上防水にあたりましては、特に小学校の音楽室とか家庭科室などで雨漏りがあるというふうなことから、平成 15 年度に実施した大規模改修工事で竣工したものでございます。塩化ビニール性の防水シートを貼り付けているものであります。屋上防水の補修履歴は平成 24 年度から平成 27 年度にかけて、立て壁の防水シート部分のシーリング補修及び押さえアングルの設置、配水ドレン改修、防水シート補修などを繰り返し、現時点では屋上からの雨漏りは止まっている状況ですが、雨が強いときなど劣化等により、廊下の冊子の隙間から雨が染み込んで廊下の方に雨漏りが見られるというふうなこともあるようでございます。

(4) 1 階から 3 階に至る階段壁の剥離は相当にひどい状況にあるが、今後の対策はどのように計画されているのかということでございます。平成 15 年度の大規模改修で内部の塗装を施工していますが、議員ご指摘のとおり、内部壁の化粧モルタルが剥離しています。現地を何度となく確認をいたしましたところ、コンクリート壁から多量の水分がにじみ出しており、剥離の原因となっているようです。子ども達の安全、校内の環境美化を維持するうえでも早急に対応したいと考えています。まずは、部分的な補修を行うための修繕費を補正予算をお願いしているところです。また、抜本的な対策としては外部改修や防水塗装、内部改装などの大規模改修を行う必要がありますが、相当な費用を要しますので国の補助制度の活用について準備を進めたいと思っております。

(5) 校内トイレの和式及び洋式化の現状と今後の計画についてであります。トイレの洋式化については、千綿小学校に限らず全ての小中学校で洋式化を進めていますが、予算の関係等もあり年間に 1、2 か所の進捗でございます。千綿小学校は各階のトイレ男女各 1 か所を洋式化していますが、現在の洋式化率は 25%、約 25%ほどであります。ちなみに、統合により校舎改装になった彼杵小学校は約 40%、千綿中は 24%、彼杵中は 41%であります。全体で東彼杵町の小中学校の洋式化率は 31%であります。生活様式の変化により今や児童の家庭では洋式トイレが一般的でもあります。怪我や骨折をした児童がトイレを利用する場合を考えれば、さらに、洋式化を加速していく必要があるかと思っております。千綿小学校の場合は、先ほど答弁しました大規模改修に盛り込んで洋式化が完了するように進めていきたいと考えているところです。財源が限られていますので、老朽化の度合いや配慮が必要な児童生徒、教職員がいるかなどを踏まえて優先順位をつけて整備していきたいと考えています。

ちなみに、先日の県議会での県の教育長の答弁によりますと、これは県立高校の場合でございま

すが、県立高校の洋式化率は32.2%ということでございました。そして、約10年後には全便器数の5割以上を洋式化するよう取り組みたいと答えておりました。本町におきましても、できれば県に準じて洋式化率が推進できればと考えているところでございます。以上で登壇しての答弁を終わらせていただきます。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

先ほどの町長の答弁によりますと、2040年頃までは、やはり千綿小学校は単独校としてやっていかなければならないというような答弁をいただきました。また、今、教育長の答弁によりますと、財務省からの使ってはならない年数の47年を超して、後12年で処分の対象になる60年が後12年でしょうから、そういうふうな対象になるわけです。これは、後12年後にはそういった処置をしなければなりません。やはり先ほど言ったように、40年度頃までは単独校として千綿小学校を維持していかなければならないと。そういうことで一番問題になっているのが、やはり雨漏りですよ。今答弁にあったように、屋上からの雨漏りは止まっているけれども、壁からの雨漏りが止まっていないので、そういった3階の雨漏りもあるし、廊下の階段の壁の剥離もそれが原因になっているということなんです。やはり、2040年までですから、後20数年間は千綿小学校を現状で維持していかなければならないわけです。そのためにはもう少し大規模改修は必要と思うんですけど、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

学校施設につきましては、千綿小以外でも老朽化が進んでおります。長寿命化を図るうえでも大規模改修は必要と考えております。教育長の答弁にもありましたように、国の補助制度の活用を積極的に検討しながら計画的に進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

そういうことで、後20数年間はですね、千綿小学校は最低20数年間は維持していかなければならないわけですから、やはり適当な相応の改修は必要だと思います。特に今回の階段の剥離ですね、今回当初予算で約500万円。今回、補正で40万円ですかね、70万円ですか出ていますけども。当初が400万円、今回が76万円出ています。合計の476万円というのは、全て千綿小学校の壁の剥離の工事費というふうにご考慮よろしいんですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

議員ご指摘の階段部分の壁の剥離に対して、今回補正予算でお願いしております、70万円をもって補修をしたいというふうに考えております。先ほど答弁しましたように、抜本的な対応につきましては大規模改修ということで、国の補助金を活用したいと考えております。それ以外については、暫定的に必要な最小限の範囲で補修を行っていきたいということで、今回補正予算をお願いいたしております。以上です。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

そういうことで、今回、壁の剥離については部分的な補修ということで、今後は国の補助金をもらいながら大規模改修を絶対していかなければ20数年間は使えないわけです。そういう方向で慎重に検討をしていただきたいというふうに思います。

次に、私が配っておりましたトイレの資料をちょっと見てください。先ほど教育長の答弁にもありましたけども、ここに町内の方は男子、女子、それぞれ小中学校から聞き取り調査をしましてこういうふうな資料を作っております。また、波佐見町、川棚町、大村市につきましては、それぞれの教育委員会及び議員さんの情報によって、こういった資料を作っているわけでございます。まず、町内の表を見てください。平均が30%なんですけれども、特に小学校ですよ、小学校。特に男の子と女の子、これ大便ですから、たぶん男の子は学校で1日1回ある、なしですよ、大便で使うのは。ところが女の子はやはり2、3回、多くて3、4回使うと思うんですよ。ですから、私は男の子と女の子は別に考える方が、私は良いと思います。そういうことで、やはり洋式化をするならば女子児童のトイレを洋式化の方が、私は優先してされるべきではないかと思っております。そういう観点からこの表を見ますと、彼杵小学校は女子が52%、千綿小学校は女子が15%なんですね。非常に、この2つの小学校において女子のトイレの差が大きい。これをもう少し、是非、是正をしていただきたいというふうに思います。また、これは後から新聞記事も読みますけども、全国の小中学校の洋式率は43%。一番下の大村市が正にそのとおり、平均なんです。そして、東彼杵町は31、波佐見町は39、川棚町も39なんです。ですから、やっぱり3町と比較しても町内のトイレの洋式化率は非常に遅れております。そういうことで、今後この洋式トイレの普及をもう少し検討をしていただいて、先ほど教育長は年間に1個ずつしかしてないということなんです。もう少しスピード感を持ってやらないと、これは特に千綿小学校の女子トイレについては15%と非常に遅れています。そこら辺の検討をしていただきたいと思っておりますけど、教育長どうでしょう。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

今、全国的にも小中学校のトイレの洋式化については大きな課題として挙げられているようでご

ございます。今、議員がおっしゃったとおり、特に女子の方のトイレにつきまして、もう少し洋式化率を上げていかなければならないというふうに考えているところであります。ただ、洋式トイレはそこに座るものですから、そこを衛生的な面であまり使いたくないという子ども達もいるようでございます。そういう中で和式のトイレを自分は使っているというふうな子ども達も多い関係で、県の方針でも出ておりましたように、だいたい5割前後まで達成できるように推進できればというふうに考えているところであります。現在、東彼杵町は先ほど申しましたように30%とか31%の洋式化率でございます。これができるだけ他の郡内の2町に負けないように、全国43%あるいは郡内39%を目指してやっていきたいというふうに思っていること。そして、千綿小学校に関しましては先ほど申しましたように、改修工事に併せまして洋式化、女子のトイレの洋式化について考えていきたいというふうに思っております。詳しいことにつきましては、教育次長のほうから答えさせます。教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長にかわり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

教育長の答弁にもありましたように、補助金を活用する機会が今後検討してまいりますので、そういった機会を最大限利用して洋式化を進めたいと思います。また、町立学校の洋式化についても学校間に格差が生じないようになるだけ均衡を保って、整備を進めるように配慮をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

実は小学校に入る前、いわゆる町内には認定こども園と保育所が合計3か所あるわけです。そこでも聞き取り調査をしてきました。やはり2つの保育園と認定こども園でも洋式。和式は0です。ただし、認定こども園とひまわり保育園には、どうしても遠足とか何とかなに行くときに、例えば彼杵の競技場とかあいう所に行くときは和式しかないもんだから、そういうため。また、保護者の要望からひまわり保育園と認定こども園には1個ずつ訓練用の和式トイレを置いているんですけど、普段はほとんど使っていないということなんですよね。そういうことで、今、次長の答弁もありましたように、家庭でも小学校の就学前の保育園でも全部洋式なんです。ですから、特に女の子は小学校に入って和式トイレが多いと、やはりそこでせざるないと。仕方も知らない。それで逆に言えば、小学校に行ってトイレをしたくないから家に帰ったらすぐトイレに駆け込むという子ども達もいるそうでございますので、この問題はもう少し真剣に考えていただきたい。そして、もう1つ、洋式トイレをするための理由として11月20日の長崎新聞なんですけど、ちょっと読みます。都道府県立高校のトイレの洋式化率が全国平均で35.8%でとどまっていることが20日、国会議員や地方議員から作る、学校トイレの洋式化を推進する議員ネットワークの調査でわかった。文部科学省の初の全国調査で判明した公立小中学校の43.3%を大幅に下回っていた。ということなんですけれども、これは高校のことです。次に、国は自治体が公立小中学校のトイレを改修する場合、コストの3分の1を補助しているが、特に家庭では洋式トイレが主流となり多くの子どもは和式に使い慣れていない。また、学校は大規模災害時に避難所としての役割を期待され、高齢者や障

害者らが利用しやすい洋式への早急な改善が求められている。議員ネットワークの担当者は、トイレ洗浄水量で洋式の方が節水できるため水道料金が安く、長期的に考えれば改修費も回収できると指摘をしているということなんですね、町長。そういうことで、たぶん千綿小学校も彼杵小学校も大規模災害時の避難場所に指定されていると思うんです。そういうことで、この小学校につきましても、児童生徒だけではなくて高齢者や障害者も使われることがあるわけですよ。ですから、そういう面でも洋式化を早くしなくちゃいけないということ。もう1つは、最後の文面でありましたように、洋式トイレの方が和式に比べて約20%ぐらい、その水量が少なくて済むから節水にもなるということなんですよ。ですから、長期的に見れば、そういった水道料金なども勘案すると早期に洋式にした方が良いと思うんですけれども、これはちょっと町長に見解を伺いたと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ご意見はごもっともだと思っております。しかし、教育委員会あたりもあれですけど、子どもの意見をまず聞いて、子どもの調査をしなければならぬと思っております。大人が目線で全て和式ということではなくて、本当に子どもは潔癖症の子どもあたりもおりますので、保育園のときはそうないですけど、やっぱり高学年になるにしたがって潔癖症あたりの子ども達もいらっしゃいますのでいろんなことがあります。ですから、子ども達の意見をもう少しやっぱりやって、そして早急にやったが良いのかどうなのか。その辺を各学校早急に私はアンケートあたりをとったが良いと思います。前向きに検討してまいりたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

先ほど私も各学校、幼稚園、保育園を回ったんですけれども、やはり子ども達も先ほど言ったように、学校でトイレをしたくないという意見が多くあるわけですから、そういった調査をされるのも私は結構だと思います。早速、そういった調査をしていただきたいというふうに思います。

それと、また財源の問題ですけれども、これちょっと一般質問とは飛びます。財源の件で、去年と今年オランダの視察学習をなされていますよね。それで約500万円程度使われております。これは、私もこれについて先生方とか保護者の皆さんに聞きましてもあんまり評判良くないです、はっきり申しまして。やっぱり一部の子どもだけ、子ども8人ですから、引率が4人です。子ども8人のために500万円も使うお金があったら、トイレは1台2、30万円で済むわけです。500万円のトイレで1回25か所洋式ができるんですよ、1年でですよ。そしたら2年で50か所ですから、ほとんどできるじゃないですか。2年の1000万円使えばですね。そういった財政面のことを考えますと、やはり無駄な事業を止めて、こういった子どもに最低必要限の、トイレというのは毎日使うものです。こういった施策の方を私は優先すべきだと思いますよ。はっきり言って、彼杵さんの家はまだまだがって便所しよらすとに、海外旅行にはよく行きよらすと。こういった評判になるわけです。私はやっぱり家庭の中の基本的なインフラ整備の方が、私は特に小学生あたりですよ、オランダに行ってそんなに得るものはないと思いますので、そういった施策をするよりもトイレの洋式化を進められた方が良くないかと思うんですけれども、町長、もう1回答弁をお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

いろんなご意見があろうかと思っております。それはそれで、それと比較をされれば何でもそういうことが言えますので、そんな意見があるということで受け賜っております。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

そういうことで、千綿小学校は特に彼杵小学校とは大きな洋式化の隔たりが大きいですから、15%と50%ということですね。早急に、この千綿小学校の特に女子児童の洋式化については、早急に対処をしていただきたいというふうに思っております。

続いて、2 番目の自治会の問題でございます。先ほどの町長のお話を聞いておりますと、自治会の加入率が平均で80%と。そして、60%台が2か所。また70%台も2か所ということで、加入率に非常に大きな差があつてですよ、また刊行物、先ほどちょっと町長の答弁が早くて良くわからなかったんですけども、自治会費を払ってある世帯に、町からの刊行物、何種類かありますね。それを全部配ってやる自治会と、その自治会費は納めてなくてもその刊行物まで配布をされている自治会というのはわかりますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

刊行物を配布している所が11団体あります。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

ですから、刊行物を、要するに自治会費をもらってなくても刊行物を配布されている自治会が11ということで良いんですか。後の23か所は自治会費を納めんと町報とか議会だよりとかそういうのを配っていないということで理解してよろしいですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは特にチェックもしておりませんので、それが事実であればそのとおりだと思います。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

ゴミ収集箱ですね、これはたぶんいろんな収集箱がありますけれども、この負担割合はどうなっていますか。ゴミの収集箱、各自治会に設置してありますけど、これを作るときの負担割合はどういうふうになっています。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

まちづくり応援補助金の方で50%補助となっております。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

要するに後の半分は自治会が出しているということですね。そういうことで、自治会に入っていない方はですよ、地域によって自治会費も払わないけど刊行物ももらっている。ある地区は自治会に入っておかないと町からの刊行物はもらえないということですね。更に今のゴミ収集箱、これは自治会の費用が2分の1入っているわけですよ。当然、自治会に入っていない人はゴミ収集箱の負担もされてないわけですよ。負担もされないで、ゴミは自治会費を納めている方と同様にゴミを捨てられているということで、町長ちょっと不公平感があると思いませんか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そのとおり不公平感があります。そういうことで、いかにして自治会に入ってもらおうかというのがですね、その辺がやっぱり話し合いをすべきだと思いますよ。だから本当に自治会費も払わない。払わないのにゴミは捨てる。そして、刊行物はもらうということでございますので、非常に不公平があります。その辺は区長会あたりもありますので、常にそういう話が出ております。ゴミあたりも番号を付けて出すとか、いろんな話があっております。それは町だけではどうにもなりません。自治会と一緒に考えて考え方を整理しながら良い方向に検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

次に、消防後援会費の件でございます。先ほど町長の答弁でも具体的には答えられないということなんですけれども。私この消防後援会費はちょっと聞いたところによりますと、その分団によって、例えば分団がいる家庭でも分団がいない家庭と同様に消防後援会費をもらっている地区。また、消防団がおれば半分、消防後援会費をもらっている分団もあります。それと、消防団員がおろうがおるまいが全額、他の世帯と同様の消防後援会費をもらっている地区があると思うんです。私これやはり後援会として、それぞれの後援会が決められることですから町が強制はできませんでしょうけれども、先ほども言いましたように消防団というのは、やはり後援会のおかげで成り立っている部分もあるわけです。やはりこういった部分のところの、これは町民の負担といいますか、後援会費。こういったものはやっぱり区長会なり何なり、また消防団の会議もありますから、そういった

ところである程度の統一をしないと、あんまりバラつきがひどいんじゃないかと。その消防後援会費にしてもちょっとバラつきがあるようですから、そういった町からの指導とか話し合いの協議とか、そういったことを私もそろそろされた方が良くないかと思うんですけど、どうでしょうか、町長。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そのバラつきがあるのは伝統的な消防団でございます。70年、80年の世界でございます。それぞれ地域で、分団でそういう取り決めがありますので、役場の方からああしなさい、こうしなさいと言うのは言いにくうございます。幸いに区長会とか、あるいは後援会長会議を予定しておりますので、その中で意見を出し合って、あるべき姿を意見を交わせば良いかなと思っております。特に区長会でそういう話が一旦出たんですけれども、ある分団の区長さんが言われたら、他の区長さん達が話しにならんと意見が出まして、なかなか調整できません、はっきり言いまして。昔からの慣習と言いますか、そういう流れできています。消防団は絶対必要な組織ですけれども、どうしてもそこら辺があるものですから、地域の伝統を重んじらんばいかんかなと思っております。機会がありますので、話はしてみたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

町長はよく普段から、今からの町づくりには町民の皆さんが自分達でやってもらおうと、まちづくりに関してはですね。そして、町づくりに関しては自助、共助、互助の話をよくされます。ところが今後、町道とか公民館とか赤道とかいろんな所の補修が出てきてますね。維持管理が出てきます。そういうことで自治会の負担というのが今後多くなるわけですよ、減ることはないですよ。そういった中でさっきのように加入率に差がある。おまけに自治会に入っていたら自治会費も払わないといけない。そういった草払いとか共同作業があったときの出不足も払わないといけない。ところが、自治会に入っていない人は、自治会費も払わなくて良い、ゴミも捨てて良い、刊行物も来る、何も払わないでですね。おまけに草払いとか何とかなの出不足も払わなくて良いわけですよ。これ非常に、同じ東彼杵町に住む町民として、私はやはり負担というのは公平性、平等性が必要と思うんです、ある程度ですよ、ある程度。一律にはいきませんから。特に都市部から移住されて来られた方に急にそういうことを求めても無理でしょうから。しかし、やはり住民の負担と言いますか、これはある程度平等でなければいけないと。特に今からは自助、共助、互助の部分で、共助は共に助け合う、互助はお互い助け合う。この部分が特にこういった田舎には必要になると思うんですよね。そういったときに、やはり自治会の加入というのは非常に大きな問題となると思うんですけれども、町長の答弁をもう1回お願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かに高齢化もありますので、地区によっては全く集会なんかないところがあるわけですね。1

年に1回しかないところがあります。そういうところは代表会議だけあります。やっぱり今まではいろんな祭りがあるとかしますね。祭りがあるとか行事があるとか、そういうときは皆集まって話し合いをしてたんですけれども、そういうことが希薄になっております。だから、まずその辺を作ること。そういう機会を作ることが大事かと思っております。本当に我々団塊の世代から以上ぐらいの方は、そういう時代を過ごしてきましたので、何も話し合いをしなくてもそういうことができました。今の世代というのは、非常にそういうことがうまい具合いきません。したがって、今まちづくり支援交付金とかやっておりますけれども、こういうのを活用して、皆で集まってそういう話をしながら加入していない人をどうすれば加入させれるか。この辺が私はまちづくりの一番ポイントと思っております。したがって、常に自治会に入ってくれというのは住民票の届けなんかに来られたときに話をしておりますけれども、なかなか応じてもらえません。中には区長さんが熱心に加入促進をされまして、入ってくださいということでやっておられます。そして、また協力隊あたりが来たときには必ず入るようにしております。もちろん、今からの優遇して住宅なんかに入れる場合なんかは、他市町村がやっています消防団に入る、自治会に入るというのは、そういう限定した特典を付けたところで入会をさせるようなことをしなければならないかと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

確かに私の地区のことを言ってもなんですけど、里では自治会に入らない方も10名ほどいらっしゃいます。しかし、その方々も最低、あなた方が火事になったら真っ先に駆けつけるのが1分団だから消防後援会費だけはお願いしますということで、自治会に入らなくても消防後援会費だけは、歴代の区長さんがお願いして回っておられるという事例もございます。ちょっとここで、これまた8月の長崎新聞なんですけれども、佐世保市は8月28日、市内各世帯がそれぞれ住んでいる地域の町内会や自治会などへ加入することを促す内容の条例案を12月議会に提出する方針を明らかにした。地域コミュニティの活性化が目的と言い、町内などの加入促進に関する条例化は県内で初めて。来春、施行を目指しているということなんです。こういった町もございます。佐世保市辺りは特に東彼杵町辺りと比べて自治会加入率が少ないから、また、こういうことをしないといけないと思います。やはり今後は、先ほど共助、互助の話もしました。町づくりは地域で行わなくちゃいけないわけですから、こういったことでも自治会加入の条例については東彼杵町としても検討する余地があるんじゃないかと思います。町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ご質問の内容は条例化ということですね。そこをやっても町民の方にそういうことを宣言することには良いかわかりませんが、実態はそうじゃないと思います。それをしたって本当に効果があるかどうか私は疑問を持っております。それよりも、やっぱり地域で文化とか行事とかを皆、町外にいても帰ってくるという集落点検を言っておりますけれども、そういう活動をですね。この後、議員さんからも関係人口ということでご質問があっております。そういう皆が支え合っていく

社会。これが今までがあったんですけども、それがなくなっておりますので、そこをやるのが一番と思っております。積極的には条例まで作ってもいかなものかと思っております。まちづくりのコミュニティというのを事業でもやっておるわけですから、そういうことができます。いろんな帰ってくるときに里帰りの助成とか何とかして集まること。そして、まつりに参加するとか、そういう機会をするしかないと思います。非常に今、我々でも一緒ですけども想定ができません。例えば、20年、30年後の、本当大変な時代になっていきます。お陰様で消防団に関しては、よく加入していただいておりますので全く問題ございません。これからやっぱりそこら辺が減少していくだろうと思います。そうすれば本当に、今議員がおっしゃるように火事の際にあなたは後援会費を払ってないから消さないというわけにはいきません。そこら辺を充分理解していただくように、やっぱり行政も自治会も一体となって取り組んでいかなければならないと思っております。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

それでは、時間も残り少ないようですので茶子ちゃんねるについて、ちょっと2、3点質問します。光ボックスの設置率が非常にまだ悪いということなんです。先ほど私は4月から茶子ちゃんねるが本格始動と、4月からオフトークがなくなるという意味で、全面始動ということで書いたつもりでございます。この茶子ちゃんねる、現在、以前のオフトーク担当の女性の方が2名、動画を撮って回られておりますね。茶子ちゃんねる開いてみますと、写真のところと動画のところがございます。動画を撮られて、それを茶子ちゃんねるに載せられるのは私は良いと思うんですけども、例えば、先日あった綱引き大会とか、その前のふるさと芸能大会あたりは取材カメラは来てないわけですね。綱引き大会はカメラがきてなかったでしょう。動画を写されるこの催しには動画を撮りに行くとか、この催しには動画を撮りに行かなくてもいいというのは、あれは誰が決めておられるんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

茶子ちゃんねるの動画配信を始めてまだ間もないんですけども、そういうどこの行事に行きなさい、これは行かなくていいの縛りはまだ設けておりません。職員の対応でどうするかというのは決めている状況で、もしそういう決まりを作ることになったら、今からの問題として取り組んでいきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

私も茶子ちゃんねるは毎朝見るようにしているんですけども、やはり一番見るのは町からのお

知らせですよ。その次にお悔やみとか。写真とかほとんど見ないんですよ。やはり、あの地区で先週、例えば岳の提干しがあってたからそれ写ってないだろうくらい見るんです。やはり町の催しものは、やはり最低限茶子ちゃんねるが行って、2、3分で良いですから編集して、それは放映すべきと思うんですけどね。町の催しですよ、それがバラつきあるから私はさっき言ったようなお話をしたんですけど。そういうのはやはり基本的にはきちっと決めておいた方が、町としても良いんじゃないですか。あれは写らんやった。これは写ったということになれば見る人も戸惑いますから。そういうのを今後やっぱりきちっと決めて流した方が良いと思います。それと一番大事なのは編集なんですよ、編集。やはり、例えばテレビの取材班が来ても、1時間2時間の取材をしても流れるのは30秒ぐらいなんですよ。30秒ぐらいから1分ぐらいなんですよ。ですから、茶子ちゃんねるも私もカメラを回されるのは結構です。しかし、編集、テロップしたり1時間撮ったものを1分に編集する。その方が私は非常に大事になってくると思いますから、そういうふうな研修とかは今後されるのが良いと思うんですけど、町長はどう思いますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず質問の前に、町の行事のときに職員が行ってないというのは私も同感です。私は必ず町の行事に行きます。来てないときがあります。広報さえ来てないときがあるんです。だから、私は職員にスマホで撮らせませす。これは本当に私も指導不足だと思っておりますので、必ずすべきです。それと、編集の研修あたりは今やっております。SNSの交流サイトの立ち上げとかいうことで研修を今5か月ぐらいかかって、これは特産品の発信とか何とかやっています。これも一つの、それをするのが一番大事です。まだまだ未熟でございます。今からやっぱりそこら辺の職員の配置ですね、この辺ももう少し考えていかなければですね、専門教育を受けているわけではございません。職員と言えども全くずぶの素人でございます。ただ、本人が、担当が行かなくてもスマートフォンあたりでも全部動画撮れます。そういう時代です。あるいは今回企画をしておりますけれども、地域の方が撮られた、それを役場の方にやっていただければ地域の情報あたりも流すような方法も今検討しているようでございます。今後とも充分研究してまいりたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

この光ボックスがあちこち設置をされているわけですけど、ちょっと私が見て驚いたのは、私の家では青いボタンの設定を押すとだいたい2、30秒で茶子ちゃんねるの画面が出てきます。ところが蔵本に行ったら、また、口木地区の議員さんにちょっと先ほど聞いたんですけど、出てこないときがあるそうです。設定中はぐるぐる、ぐるぐる回って、そして蔵本のお宅でも2分ぐらいかかるんですよ。ところが、うち辺りはさっき言ったように30秒もかかりません。20秒ぐらいでぐるぐる回ってすぐ画面が出てくるんです。そこら辺の光ボックス設置後のそういった現実的な調査というのはやっぱり役場はすべきで、もし設定ができない地区もあるそうです。ぐるぐる、ぐるぐる回り続けて。そういうところもちゃんと調査した方がいいんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そういうところがあるということを、今私も初めて知りました。まだ、私のところに来ておりませんので、見たことないわけです。幸いにして区長会あたりがありますので、そういう茶子ちゃんねるでトラブルあたりがないか、あるいは要望あたりをですね、併せてアンケート調査あたりもやろうか思っておりますので、そういうことで対応したいと思います。

○議長（後城一雄君）

以上で2番議員、吉永秀俊君の質問をおります。

ここで暫時休憩をします。11時5分から始めます。

暫時休憩（午前10時55分）

再開（午前11時04分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に9番議員、大石俊郎君の質問を許します。

○9番（大石俊郎君）

通告しておりました3点について質問をいたします。

まず第1点、町職員の人事管理についてであります。町職員の人事管理については、町長の専権事項であります。町長には大きな人事権が与えられております。そのことを踏まえて、4項目について質問をいたします。1点目、人事管理計画。特に短期的及び周期的人事異動計画は作成されておられるのか。2点目、専門的職能を備えられた職員、すなわち保健師や栄養士の配置はどのように考えておられるのか。3点目、昨年7月の人事異動で係長職を多く補職された狙いは何だったのか。4点目、今年の10月28日、平戸市の職員、47歳の係長の方が飲酒運転事故を起こし、11月14日付けで懲戒免職処分にしたという報道が長崎新聞に報じられておりました。そのような事案を踏まえて、職員による飲酒運転事故に対する処分の考え方について伺います。

大きな2点目、平成29年度、例月現金出納検査（7月分）の結果報告についてであります。監査委員の報告によりますと、株式会社彼杵の荘から特産品販売収入として74万6688円が、当初別口座になっていたと報告されておりました。そこで質問です。別口座にしていた物産名は何だったのか。2点目、物産品販売収入を別口座にしていた理由は何だったのか。この2点を伺います。

大きな3点目、9月定例会一般質問における補充質問であります。1点目、お試し住宅建設に伴う契約。特に随意契約における答弁について伺います。2点目、七夕まつり事業における構成員名簿、区長や自治会長名でございます。の答弁について伺います。

この大きな3点目の補充質問については、登壇での町長の答弁は結構です。降壇して具体的に質問をいたします。登壇での質問は以上であります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

大石議員の質問にお答えいたします。まず、職員の人事管理ということでございます。1点目の人事管理計画、特に人事異動計画は作成されているのかでございます。これは管理計画は特にありません。職員異動につきましては、任命権者であります私の専権事項でございますので、なお各個人の人事異動の動きの成果とか履歴とか、そういうものは人事管理システムというのがございますので、それで管理をいたしております。なお、定員管理計画につきましては平成28年から32年までの5年間におきまして、職員数の定員管理を立てております。平成29年現在では町長を除く職員は88人いますが、現計画年度の最終年度33年4月1日には89人を計画をいたしております。極端な増減を避けまして、横ばいで推移をしている状況でございます。

2点目の専門的職能（保健師、栄養士等）を備えられた職員の配置の考え方。現在、保健師資格を持っている職員が5人、栄養士が1人おります。なお今後、社会福祉の資格を持つ職員も募集をしたいと考えております。それら専門職というのは、当然、健康ほけん課とか、あるいは、の中の健康推進係、あるいは高齢者支援係に配置をいたしております。もちろん、土木関係もおりますけれども、それは土木に配置するとかでやっております。少ない人数でワークシェアをしながら、それぞれ事務をやるということで来られております。必要最小限でございます。そういう考え方で、たまには栄養士であっても、あるいは保健師であっても一般事務に回すことも考えられます。基本は、何かしら関わりのある所に異動をするように考えております。

それから、昨年7月で係長を多く補職をされた狙いはということでございますけれども、職員の志気高揚、資質の向上ということで考えております。

それから、4点目の職員による飲酒運転事故事案に対する処分の考え方。これは職員にも、東彼杵町職員飲酒運転防止マニュアルというのを作成いたしております。配付をいたしております。基本、これは国の人事院事務総長から出ております職員の懲戒処分の指針というのがございます。これにつきまして、飲酒運転以外でも、交通事故とか交通法規違反の懲戒処分等の基準というのを定めております。それを準用して行っております。例えば、飲酒運転の中で挙げますと、酒酔いで免職、停職という場合があります。そして、人身事故があれば免職となっております。酒気帯び運転につきましては、免職、停職、減給という処分が考えられます。人身事故があった場合は免職、停職でございます。それから、飲酒運転者等への車両提供とか飲酒運転車両への同乗行為等があった場合は、これは免職から戒告までの4つの処分でございます。以上でございます。

それから、2点目の例月検査の7月分の結果報告でございます。これは本当に監査委員から指摘がっておりますとおり、職員が失念をいたしております。この責任は私の責任でございますけれども、大変町民の皆様にも疑問を持ってんじゃないかと思っております。今後とも、そういうことがないように充分職員共々反省してまいろうと思っております。

別口座にしていた物産品名というのは、これは、当時、まちづくりの一環ということで、そのぎ茶と和紅茶を使ったそのぎ茶サイダーの販売です。それと、茶子ちゃんのぬいぐるみがありますけれども、この位のぬいぐるみがありますけれども、ぬいぐるみの販売をしておりました。それで、その2つが物産名でございます。別口座にしていたというのが、これは委託販売を東彼杵町の農産加工組合というところに委託販売をしております。そこで販売をされておまして、関係で別口座ということにしております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

まず最初の町長の人事管理計画についてでありますけども、町長の説明はわかりました。それでは1つずつ質問をしていきます。人事異動計画については作成されてないということですけども、人事管理システムでやっているという町長の答弁でした。作成しておられないということは、基本的に人事異動の直前になって人事異動の構想を、次はどうしようかということを実践しておられるわけですね。その際、総務課長始め各課長などと人事異動の構想などについて協議をしておられるのですか。その点を伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、当然議員がおっしゃったようなことを異動の前には話し合いをいたします。常々職員にも課長会議等を開きながら、そういう人事で問題点があれば、そういう異動に関しても意見を求めて、課長会議でそういう問題点がないか、不都合がないかということで意見を求めてはおります。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

ちょっと、9月の議会と今の町長の答弁、これ9月の議会のときに町長不在だったんですけども、人事構想について、各課長に私は質問しました。人事異動について、町長から今回相談あっているんですかと聞いたときに、総務課長も各課長も相談受けておりません、こういう回答。この点についてはいいです。どちらかが間違った答弁をしているということですが、そこは私は深く追求しようと思いません。次の質問です。それでは、人事異動についてはですよ、課長とは問題点がないとか話をしているという町長の話なんですけれども、そういうことで私も認識をしましょう。それでは、役場の職員、嘱託、臨時の職員の方を除き、先ほど 88 名と言われました。87 名の間違いではないですかね。私の認識違いですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育長を含めて 88 名です。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

そういうことでわかりました。じゃあですよ、教育長以下 88 名の職員の方々、これらの方々のですね、職員的心情、それから能力、それから希望を大体どのようにして把握しておられますかね。把握の仕方をちょっと教えてください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

心情とか何とかは答えられませんけども、異動の希望調査をしました。私が就任しましてから2回ぐらいやりまして、どこに行きたいかということで自由に異動等の希望も取りましたし、そういうことをやっています。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

町長は就任してからということは今から6年ちょっと前からですね。それから2回ぐらい希望調査をされた、わかりました。こういうのは、やはり希望というのは絶えず職員の把握をしておく必要があるだろうと思います。また、心情も含めて家庭の環境とか能力とか健康状態とか、いろいろもろもろで、やっぱり職員さんの心情を把握しておく必要があろうかと思っています。

それでは、職員との面談は計画的に実施はしていないということですか。どうでしょう。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

面談はいたしておりません。面談というか、課長にはですね、当然人事異動の課内の調整とかありますので、人事異動の希望があれば言いなさいとかということで、常にそれはしております。さっきおっしゃった言ってないというのは嘘です。言っていますので、全てお願いします。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

そうですね、やはり人事配置においては、やっぱり職員さんたちの心情とか希望とか能力とか把握しないと適切な人事配置はできないから、しっかりこれからも今まで以上にやっていただきたいと思っています。それでは、まちづくり課長とか教育次長を1年で交代させましたよね、最近。短期間のうちに。この短期間に交代された補職の狙いは何だったんですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、先ほど議員がおっしゃった町長の専権事項でございますので、お答えできません。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

町長の専権事項、狙いも言えない。ちょっとおかしな感じもしますね。答えないということであれば無理やり言わせる、口を開かせるわけにもいきませんからね。次の質問にいきましょう。

それでは、専門的職能、さっき言った保健師、栄養士さん。職員の配置は基本的にはその場所と。スキルアップを図るために、次の補職も与えてということなんですよ。先ほどから何回も繰り返す同じような質問になりますけども、自分自身が希望した補職であれば、次の職務に対する意欲と

か努力とか期待できると思うんですよ。しかしですよ、希望していない職務、畑違いの職務を、これは本人が理解してないまま補職されたら、もしこういうことがあったとしたら、職員さんのストレスが高まって勤務意欲の低下に繋がる危険性をはらんでるわけですよ。したがって、何回も繰り返しますけども、人事異動に際しては、本人や関係課長の声を充分聞く必要があるかと思います。町長はそれで充分やっておられるかどうか、それをお伺いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

充分やっているかどうかはわかりません。日頃からそういうコミュニケーションを図っておりますので、充分はやっておりませんが、やっていることは事実でございます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

それでは、平成28年度決算審査意見書の総括意見、2ページ6項に覚えておられるかどうか。水道会計が企業会計に移行することに伴い、その専門知識を習得するため約19万6000円の研修費を支出し研修を受けた職員が他課へ異動となった。この効果を職務上反映させるためにも慎重な人事管理が求められ、このように監査の審査意見書は述べられておられますよね。この職員を他課へ異動させることについて、本人とか関係課長からの意見は町長聞かれたんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これも専権事項でございますので、お答えできません。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

専権事項、聞かれたかどうかもお答えられないんですか。聞いたよ、聞いてないよ、それも専権事項で答えられないということですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私は専権事項と思っておりますので。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

おもしろな専権事項ですね。これ町民、この答弁を聞いたら何と答えられるんですかね、まあいいでしょう。この人事異動についても、本人はもとより役場の効率的業務の推進にとっても適切な人事管理ではなかったんじゃないんですか。どうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

限られた職員です。そこに19万円、20万円使って研修にやりました。限られた人材ですから、いずれは異動しなければなりません。今おっしゃっているのは一般会計と特別会計のお話をされておりますけども、職員はどこでも回るんですよ。今、一般会計でも公会計をしないとやっていけませんよ、まちづくりなんかは。それは無駄じゃないです。そういうことをおっしゃっているんでしょうけれども。監査委員さんの意見はそうだったんですけども、今一般職員であっても複式簿記を勉強して、公会計を知っておかないと全く通用しません。そういう時代ですので、それは広く知識を得るといってやむを得ないとかでございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

それでは、監査委員さんのやった意見にも町長は反論して、あれはくどいと、こういうことで捉えてよろしいわけですね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そういうくどいとか言っておりません。それは監査委員さんの率直な意見でございますので、それはそれとしてお聞きしております。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

何か良くわかりませんね。

次の質問です。昨年7月の人事異動で係長職を多く補職された狙いは何かについての町長の説明はわかりました。それでは、人事異動で係長を何名から何名に増やされたんですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはですね、何名かちょっと今わかりませんが、14名の方を新たに係長に昇格いたしております。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

そうですね。22名から係長36名、一般職員の人は53名から39名に変わっております。この人事異動をされてから1年5か月経過しております。この係長の職員を大幅に増加されたことに対し、具体的な効果、どんな効果がこの1年5か月で成果ができたのかちょっと教えてください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

具体的な効果というのはいわかりませんが、それぞれ係長としての職務を全うするという
ことで、やっぱり責任感が強くなっていると思います。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

それではですよ、この 14 名の方を昇格させた。この方の 14 名の方の職員の給与、現時点ある
いは将来の給与、どうなっていくんですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは係長職になりますと昇給がいくらか良くなります。いくら影響するかわかりませんが、
給与は上がると思っております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

それでは、給与が多くなるということは町民の負担が大きくなると、こういうことですよ。金
額的にどのくらい大きくなっていますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

主査、係長になる前の業務が主査ですけども、主査から係長になる場合は昇給、昇格とあります
ので、約 1 万円から 1 万 5000 円の間で昇給します。ただ、その後の上がり具合についてはあまり
変わりません。係長であろうとなかろうとですね。上がり具合は昇給の以降は変わりません。ただ、
昇格するとき値段が上がるというだけでございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

1 万 5000 円上がりましたよね。年間 14 名かければそれで答え出るんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

係長でない場合の給料と係長になったときの給料はそれだけ上がってるものですから、かける 12、それと期末手当も影響します。その分が影響額と思います。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

わかりました。お金が上がるわけですから、やっぱりそれだけ町民の負担が大きくなるわけです。やっぱりそれだけの効果が出て、先ほど町長が言われたような職員さんの責任感とか、そういうのが高まって職務勤務意欲が増してこないと駄目だと思いますので、これからの職員さんの職務意欲に対して期待したいと思います。

次の質問にいきます。次は、職員による飲酒運転事故事案に対する処分の考え方についてです。町長の説明はわかりました。今から 1 つずつ質問をしていきます。町長の職員による飲酒運転事故事案に対する処分の考え方はわかったんですけども、この飲酒運転は犯罪ですよ、犯罪。これを小さな犯罪と捉えておられるのか、大きな犯罪と捉える、どちらですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは大きな犯罪とっております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

そうですね、大きな犯罪なんです。飲酒運転は動く恐怖と化した車を運転すること。イコール大犯罪です。なぜならば、尊い命を奪う可能性があるからです。平成 18 年、思い出してください。平成 18 年 8 月 25 日、福岡市の海の中道の大橋で、福岡市市役所の職員、当時 22 歳の乗用車に追突され、会社員の乗用車が博多湾に転落。同乗していた 3 人の幼児が死亡したという飲酒運転、痛ましい飲酒運転事故が発生しました。大きな社会的反響があったこと覚えておられますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

知っております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

その事故を受けてと思いますけれども、平成 18 年 9 月 23 日、土曜日の長崎新聞の記事によりますと、このようにうたってます。東彼杵町は飲酒運転が発覚した場合の職員の処分は、原則、懲戒免職としてと報道されています。そのことは今でも変わっていないんでしょうか。再確認です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、先ほど申しました懲戒処分の指針に照らし合せて決定するものでございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

変わってないというふうに認識いたします。当時の議長、田川勝一議長は、新聞報道によれば次のように語っておられます。ここに当時の新聞があります。飲酒運転議員は辞職。大きく長崎新聞に報道されております。職員だけの問題ではなく議員も襟を正さなければならない。町政の両輪として歩調を合わせる。大きく報道されました。この新聞記事、記憶にあられますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

記憶ございません。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

このように大きく報道されたやつが記憶にない。それでは1つずつ私が紹介をしていきます。長崎県下で平成 23 年以降、これ長崎新聞の記事ですけれども、地方公務員による飲酒運転事故は少なくとも6件発生をしております。長崎新聞の記事によりますと、飲酒運転事故を起こした職員の方は1件の例外を除き、1件の例外ですよ、1件の例外を除き全て懲戒免職処分となっております。ただ1つ、懲戒免職処分となっていない自治体がありました。どこの市町村かご存知ですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

東彼杵町だと思っております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

そのとおり東彼杵町です。平成 24 年 1 月 28 日の長崎新聞の記事によりますと、まちづくり課係長、当時 45 歳を停職 6 か月、主査降格処分とした。と報道されておりました。新聞、報道記事を紹介します。町内の会合で飲酒し車で帰る途中、町道のガードパイプに衝突した。車はその場に放置して帰宅。住民の通報で事故がわかったと報じられております。そこで質問です。その会合はどのような会合だったんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは田舎暮らしのですね、関東の方から引越してお出でになられまして、そこで改善センター

ですか、会議をしたときに飲酒をしたということで言われております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

それでは、その会合は公務だったんですか。非公務だったんですか。どちらだったんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

記憶しておりませんが、公務ではなかったと思うんですけども。定かではございません。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

定かじゃない。非公務だったと思うけど定かじゃない。ちょっとこれ不思議ですね。当時の町長、誰だったんですかね。後で確認します。

会合の場所はどこだったんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほど答弁したとおりです。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

改善センターと言われましたですかね。じゃあですよ、その会合に集まった方々、どんな方々だったんですか。田舎暮らしと言われましたよね。もう 1 回確認しますよ。私の聞いたことに、この田舎暮らしが一致しているかどうか確認します。この方々は福島原発事故発生に伴って、ホットスポットで一時疎開された方々。10 名以上と聞いております。その方々の中には、全部じゃないですよ、一部、その東彼杵町にいたとき、いろいろな補助金を受けておられる方々もおられると聞いております。間違いありませんか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そういう方はいらっしゃいましたけども、そこら辺は言えません。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

その会合に参加された他の職員の方はおられたのですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

他の職員はいなかったと思います。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

掌握不十分ですね。おられたんですよ。もう役場を退職された当時のまちづくり課長が在席しておられた。だから、名前は言えません。名前は言えませんが、おられたんです。やっぱり嘘を言っちゃいけないですね。

じゃあですよ、町長はその会合があること、事前に知っておられたんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

知りませんでした。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

飲酒運転を起こしますと、前科は付くと思いますか、付かないと思いますか。どちらですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

起訴処分されますので、前科は付きます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

そうです、飲酒運転を起こすと前科は付くんですよ。訓令第 10 号に、交通事故を起こした職員に対する地方公務員法の規定により懲戒処分の規定が定められる。町長も先ほど、冒頭、説明しておられました。物的損害を与えた、物的ですよ、物的損害を与えた、酒酔いと酒気帯び、酒酔いは重いですよ。酒気帯びは軽い。酒気帯び運転の処分はどうなっているかご存知ですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほど申しましたとおり、免職から減給までの 3 段階の処分です。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

違うんですよ、違うんですよ。酒気帯び、ここにあります。訓令第 10 号、平成 17 年 3 月 28 日に言われた地方公務員の交通事故を起こした職員に対する懲戒処分等の基準が、町長の説明と違うんですよ。酒気帯び運転はすら一っと、物的損害を与えたところまで免職なんですよ。自損と無損傷

は停職になっています。いいですか。そして、その場合においても、免職に該当する場合においても、情状酌量すべき余地がある場合は諭旨退職とすることができると書いてあります。いいですか。これが規則。町長の今最初、冒頭説明された間違ってますから訂正をしときますね。ここは大きいところですよ。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今おっしゃった根拠は何ですか。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

根拠はですね、地方公務員法（昭和 25 年法律、第 261 号）第 29 号の規定による懲戒処分に関しては、この訓令によるものとするということで、訓令第 10 号ですよ。そこに基づいて訓令 10 号の表が載っております、このように。そこから取っております。これ法律ですよ。間違いないです。町長は逆に伺いますけど、先ほど示された根拠はどこから出されたんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはですね、国の人事院事務総長発です。だから、これを受けて地方公務員法辺りも 1 つの整備をしているわけであります。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

おかしいですね、国の法律が同じ地方公務員の飲酒運転について 2 つもあるというのは考えられないことであります。そして、最高裁の判決でも物損事故、酒気帯び運転、懲戒免職分で確定しております。確定しているんですよ。酒気帯び運転で物損事故がない場合は別ですよ。物損事故がない場合は先ほど町長が言ったように停職とかそういうことで対応しておりますけれども、全く違いますので。もう 1 回、町長以下担当課長は勉強されてください。

他市町村の職員は、わが町を除いて全て懲戒処分だったですよ。事故当時の町長は渡邊町長でした。職員の飲酒運転は、原則、懲戒免職処分と宣言している東彼杵町。そして、先ほど私が紹介した訓令第 10 号の懲戒処分の基準でも懲戒免職となっているわけですよ。にも関わらず、停職分の極めて寛大な処分をされたのは理由は何なんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはですね、先ほど議員もおっしゃったように専権事項ですよ。専権事項ってそこですよ。私の判断です。あなたの判断ではないわけですから。それは、いくら議場で言われたって意味ないですよ。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

専権事項、専権事項と町長言われますけれども、そんなことを言ったら、ここに書いてる国が定めた法律、町が定めた規則、いらぬということになっちゃう。町長、それはあんまりですよ。そんなこと言ってたんじゃ、こんな町長はね、私は町民どうかなと思います。いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは専権事項ですから、決めるのは町長が決めるんですよ、免職か停職か減給かというのは議員さんが言うことではないんですよ。だから時間がもったいないですよ、こういうことは。私たちに聞いてもらえばいいわけですから、一般質問ではなくて。せっかく来ておられるわけですから、もっと町政の振興になるようなことを言わないと。逆に私はそう思いますよ。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

言ってくださいよと言われますけど、こういうことを一般質問とする権利は私にあります。どこでやろうが、町長室で質問しようが、一般質問でしようが、権利は私にあるんです。町長にあるわけではないんですよ。町長は、そこを私の一般質問を制限する資格はありません。権利もありません。私は町民から選ばれた議員です。私には一般質問をする、何を質問しようが町政に関すること一般質問できるわけです。撤回されるお考えはないですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

撤回はしません。これは要するに、そういう事件が発生したら処分というのは町長に与えられた、町長が決定するんですよ。だから、意見は意見でいいでしょうけども、そんな意見があります。そして、範囲が免職から減給までの範囲で、どこで処分をするのかというのは専権事項ですから、町長が決めるということですよ。そういうご意見はあっていいでしょうけども。だから、そういうことは言っても同じですから。逆に一般質問で私は、決定する事項については意味がないと言ってるんですよ。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

この点について平行線だから次の質問にいきます。それではですよ、これから職員さんが飲酒運転事故を起こした。では、懲戒免職処分にならない場合もあるし、あるという町長の考えですね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そのとおりでございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

それでは、この町が職員の運転事故の処分を、原則、懲戒免職と言った宣言、この宣言をやっばり撤回せんといけないですね、町長のときに。違いますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

処分とかは書いてないでしょう。宣言はしてないですよ。飲酒運転をやめようという宣言はしているんでしょうけれども。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

そうです。町長が今言った宣言を撤回される考えはないんですかという質問です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは当然、宣言もしております。おっしゃったときの事故のときの宣言をいたして、今後はそういうことがないようにということで、職員にも促しをしておりますので、町民の皆様にもそういうことを訴えております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

次の質問いきますね。では、このような職員を、停職期間が終わったあと、まちづくり課へ戻しておられますよね。このまちづくり課へ戻したこと、適切な人事管理であったと言えますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

だから、そういうことが専権事項ということです。町長が決めたということですよ。人事ですから、私の権限です。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

だから、私は冒頭言ったじゃないですか。人事管理については町長の専権事項であります。それを踏まえて質問いたしますと言ってます。いいですか。私には町長は人事管理というのは町の行政なんですよ。町の専権事項、あえて承知なんだけど、町長の人事管理について一般質問をする権利を持っています。適切にやっておられるかどうか。それをやっちゃいけないとなると、これは言い

すぎだと思えますよ。じゃあですよ、答える答えない結構です。一方的に質問していきます。飲酒運転事故を起こした職員を主査に降格でしたね。しばらくして係長に昇格。そして、昨年7月の人事異動では課長に昇格されました。これも適切な人事管理だったんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

あのですね、良く聞いてくださいよ。処分をするのは懲罰会議で、役場の方で総務課長以下、教育長とかで懲罰会議をします。処分を決めます。最終決断は町長が決めます。どうするのか、3つの中で1つ決める。決めることを議員さんから介入しても駄目ですということ。一般的な話は良いんですよ、一般質問は。そこは駄目ですということです。それから、後は職員の人事権ですか、人事異動は人事権ですから、それは専権事項です。町長が決めるということですから、議員からいろいろ言われるあれはないということなんです。それが専権事項ですよ。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

町長の人事権に介入するつもりはありません。町長の考え方を聞いてるんです。考え方を、適切な人事管理であったんですかという考え方を聞いているんですね。介入する気持ちは全くありません。次いきますよ。飲酒運転事故を起こした1つの原因になった会合。ホットスポットの方々と飲酒運転を伴う会合と聞いてます。間違いはないですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

繰り返しになりますけど、間違いありません。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

間違いはないですよ、やっておられたんです。このホットスポットの方々の一部には、現在、県からや町からの補助金を受けておられる方々もおられる。この補助金交付の窓口はまちづくり課なんです。飲酒運転事故を起こした後も飲酒運転事故に繋がった方々と密接な関係を保持するまちづくり課に配置をしておられる。しかも、補助金交付に関わる係長や課長の重要な地位であります。考えられない人事管理だと思いますけれども、町長の専権事項と言われるんでしょうけれども、あえて見解を伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

理解してください。それが人事権ですから。そして、本人も反省して頑張ってるわけですから。やり直しもできるわけです。そういうことを一般質問で言ってもらっても困りますよ。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

どうも、質問に対しての町長の考え方、人事権は町長にあるという、百も承知。町長の人事に関する人事管理とか、そういうことについてお伺いしているわけですよ。人事管理って本当に大きな人事権が町長の言われるとおりの専権事項です。人事権があります。だからこそ、だからこそ、各種法令を順守されて、謙虚な人事管理を行ってください。一步、人材配置を誤ると役場の業務、職員の志気、住民へのサービス、これに悪い影響を与え兼ねません。

したがって、人事権を発動する場合、職員の心情、及び希望をより一層把握されて、かつ副町長の不在の中にはおいては、各課長等の意見も充分取り入れて適切な人事管理を行ってください。飲酒運転事故についても、いくら優秀な部下であっても、泣いて馬謖を斬るという言葉があります。訓令第 10 号に定められている懲戒処分の基準を逸脱した町長の人事行政、法令を軽視する町長の姿勢、看過できません。いずれ町長も職を去られるときが来ます。次の町長の人事管理の足かせにならない人事管理を行ってください。

次の質問にいきます。平成 29 年度、例月現金出納検査（7 月分）の結果報告についてでございます。町長の説明はわかりました。別口座にしていた金融機関はどこでしたか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

親和銀行でございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

それでは、別口座を開設した時期、閉じた時期をそれぞれ教えてください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

特産品開発基金の口座を、26 年 7 月 11 日に開設されて 29 年 7 月 10 日に解約をいたしております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

では、この別口座、誰の発想でこの別口座にしたんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、決裁を当然私がやっているわけですから、基金管理ということで私が決裁をしていると思います。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

それでは、この親和銀行の別口座、どなたがいつも管理をしておられたんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

管理は課長と係長ですかね、たぶんやっていると思います。特定はしてないと思いますけれども、最終の管理は課長だと思っています。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

課長って、まちづくり課長ですね。課長はいっぱいおられますからね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

当時は産業振興課長ですね。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

それでは、この口座を開設したのは 26 年 7 月 11 日から 29 年 7 月 10 日までの間、今度は、入りはあるでしょう、払い出した経緯はなかったんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは 25 年度で事業が終っておりまして、その間の出し入れがあって、そして 26 年位の途中で全部終わってるわけですね。閉めてるわけです。それが指摘のあった 70 何万円かのお金が最終でやっております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

いや、そういう質問じゃくて、26 年 7 月から 29 年 7 月の期間中に、約 3 年間の間に払い出した経緯がなかったんですかという質問なんです。良く質問聞いてください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

口座を開設してから利息だけで推移しておりました。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

町長はこの口座の存在は前から知っておられたということですよ。了解しておられたからですね、作られた時点で。では、こういう口座というのは本来、本来の姿なのか。あつてはならない口座なのか。どっちなんです。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ケースバイケースがあろうかと思うんですけれども、本来それは会計課とか、そこら辺で管理をして、課長が責任を持ってやっぱり管理をすべきと思っております。一時期は止めようという話もしたこともあります。前町長時代もあります。そういう個人で口座を持たないようにしようとかという話もあったんですけれども、今回は基金を作って、小さいお金がずっと入ってくるものですから、どうしても1回1回の手間が面倒だということで基金的なもので作っております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

あのですよ、この別口座を作る、なんか別口座というと七夕まつりでもあったような気がするんですけどね。こういう別口座を作ることが、私は不正の温床を作る基になると思うんですよ。すなわち、裏金作りしてたと言われても仕方がない。こういう事案なんですよ。こういうことです。ちょっと申しわけなかったとか、すいませんでしたとか、そういうことで済まされない行政だと思います。適切な処置を今後お願いしたいと思います。

次の質問にいきます。大きな3番目、9月の定例会一般質問における補充質問。1点目のお試し住宅建設に伴う契約。特に随意契約における町長の答弁についてであります。この件に関し、町長や課長の答弁をまとめてみました。その答弁、1つずつについて今から質問します。町長は、随意契約は文吾堂にアイデアとかデザイン性があるから、町長には任意の業者でも指名できる。これも執行権の範疇である。県に登録されていない業者であっても、極端に言えば誰でも指名できる。このように答弁しておられます。間違いありませんか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そのとおりでございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

それでは、随意契約に対する考え方が、町の財務規則第82条に定められています。予定価格は、

契約の種類に応じ定める額を超えないものとするがあります。文吾堂の整備設計起工金額 227 万 8000 円でした。別表第 1 に定めてある、これ規則ですよ。地方自治法にも定められてる。町の財務規則にも定められてる。金額はここに 6 項目あります。6 項目、もっとでかくするとこれですね、こちら 6 項目。この 6 項目のうち、最高は 130 万円なんですよね。いずれにも該当していません。おかしいですね。町長の見解を伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そういう問題は一般質問じゃなくて、実際調べに来てください。事務局で答えます。地方自治法で決まって、財務規則で決まっているんですよ。ここで 1 回 1 回説明するのは非常に時間がもったいないですね。何回でも答えないといけないわけですよ。それは、地方自治法財務規則で 130 万円というのは、工事の請負とか何とかだけなんです。設計委託なんです。待ってください。設計委託というのは、その他の契約になるんですよ。だから、それは 50 万円とか制限がありますけども、それは予定価格の話です。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

これには該当しないと。他に規則がある。そしたら、その規則を説明してください。今の町長の答弁には納得いきません。

次いきますよ。町長はお試し住宅の整備設計契約に際し、職員から 1 社の随意契約でできないかと上がってきた。これ、町長の方から 1 社にしなさいと言われたわけではないですよ。確認します。どうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

前日も 12 月か 3 月の議会で答えてますよ、それは。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

町長は間違っって答弁されたんじゃないかなと思って再確認です。そして、ソリッソ・リッソを改修されている実績がある。全く問題ないと答弁されました。この答弁、間違いないですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

間違いございません。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

じゃあですよ、過去、職員の方からいろんな今までの業務の中で1社の随契でできないかという事例、過去ありましたか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

いくらでもあります。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

いくらでもあった事例を後で提出してください。

次、随意契約のやり方について、町の財務規則第82条に、随意契約は2人以上から見積書を取らなければならないとされております。この規則の条文に対する見解を伺います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、そういう規則があって、どうしてもそういうのに該当しない場合は、その他の契約で指名して良いとなっているわけです。それは、そういう執行権の範囲でやっているということでございます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

これもまたね、規則の乱暴な解釈だと私は思っております。無茶苦茶な解釈ですよ。

次の質問にいきますね。町長は、文吾堂はソリッソ・リッソ改修されている実績がある。全く問題ないと答弁されています。間違いはないですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

いや、これはそういう経験があったということで、職員からも話があつてということですよ。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

じゃあ議事録を訂正されるんですか。町長はこのように答弁しているんですよ、間違いなく。文吾堂はソリッソ・リッソも改修されている実績がある。全く問題ないと、9月の答弁でされてるんですよ。今の訂正されますか。

○議長（後 城一雄君）

町長

○町長（渡邊悟君）

いや、言い間違いですけども、ソリッソ・リッソの工事はされております。何ですか、あので

すね、これは間違いです。本体工事は、設計は貞刈設計がしていますので、ソリッソ・リッソはですね。工事はプラザハウスさんがされておりまして。それは、だからやっておりますね、ソリッソ・リッソは、工事は。それは私間違いです。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

町長は9月の答弁で嘘の答弁をされたということですか。どうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

嘘になりますね。勘違いです。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

そのために、私も貞刈設計、プラザハウスに確認しました。全くなんか工事のソリッソ・リッソが後半完成するときに、その辺をソリッソ・リッソ辺りをうろちょろはしよらしたと。何か物申しよらすとを見た。その程度である。だから、工事を下請けにしたとか、そういうことはない。だから、こういう答弁はいい加減な、その場をしのぐための答弁はされなくてください。信用性にかかります、町長の。いいですか。町長は特殊な場合はそれ以外、業者を選んで良いと言われていると、特殊な場合。答弁しておられます。間違いはないですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

答弁しております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

それじゃあ、特殊な場合という、いわゆる特殊な場合、業者を選んで良いという根拠は何ですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは、性質とか目的がそれに該当しない場合は入れて良いということでございます。今回は古民家再生でございます。いろんなアイデアとかを出さなくては行けませんので、そういう経験がある人を指名をするということです。性質とか目的に合っていないということですから、その方を入れたということでございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

随意契約の中に、今町長が言われた、2人以上から見積もりを徴さなければならない。ただし、次に限り1人からの見積もりを徴することはできるというやつ、(2項)、今町長が言われた契約の目的、性質、やむを得ない理由にある。これを町長言っておられると思うんですけども、これこんなところを随意契約で主張されるんだったら、規則はないに等しいになりますね、はっきり言って。もし、文吾堂が特殊な会社、文吾堂がこの日本になかったら、お試し住宅はできなかったということになりますね。どうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そのときはわかりませんが、どこか施工できる方、設計できる方がいらっしゃれば、探さなければなりません。1社でも。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

だから、大体基本的には競争入札なんです。競争入札させるということは、やっぱりコストの低減をする業者との癒着を疑われないようにするために競争入札制度ができたんです。随意契約を行う場合は、どうしても随意契約をやむを得ず行わないといけない場合は、そういうことであるから2社以上の見積書を取る。あるいはここに金額が、それぞれの工事のとかいろんな状況によって金額が、上限が決められているんですよ。これ以上の金額については、随意契約は駄目ですよ。随意契約をやるということは、やっぱり業者との関係も疑われるようになっちゃうんです。これをたかにすると。李下に冠を正さずという言葉があるじゃないですか。こういうことを町の行政、町長自らやっているということは極めて問題点があります。いずれにしても、後時間がないのでまとめます。やっぱり町の行政をやる上においては、こういった条例、規則を厳格に守る。議員からの一般質問に対し、町長の執行権でございますとか、そういうことで逃げない。やっぱり正面から答弁をする。こういう姿勢が町長に求められているのかなと思います、私の質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

その問題は何度も言いますが、契約事務というのは役場職員の得意とするところでございます。それから、財務規則とか地方自治法とか、それを調べてやるんですよ。それは良いと書いてあるわけです。1社でも良いんです。全く問題ございません。それで、そういう、その他の契約でやって良くて、設計も入るとかという例示も全て持っているんですよ、こっちの方は。だから、そういう問題は一般質問でするんじゃないかと、個々に来ていただければ無駄な時間は過ぎないで良いと思います。一般の人はそんなことは期待していません。

○議長（後城一雄君）

以上で9番議員、大石俊郎君の質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩します。13時15分とします。

暫時休憩（午後 0 時 05 分）

再 開（午後 1 時 15 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を続けます。

次に、3 番議員、岡田伊一郎君の質問を許します。3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

それでは、先に通告しておりました 3 点につきまして質問をいたします。厳しい財政状況の中、町の適切な債権管理、徴収率の向上は、これまで以上に重要な課題となっています。特に現在は、平成 28 年度から 5 年間の段階的措置として、地方税の実効的な徴収を行う地方自治体の徴収率を標準的な徴収率として、地方交付税の算定に反映することとなっております。

また、個人住民税の特別徴収の徹底などが進められており、滞納整理事務の重要性は増えています。

自主財源の確保に向けた徴収力の強化や債権管理条例の制定による債権回収の強化について伺います。

次に 2 点目であります。定住・交流人口の対策について。現在、お試し住宅や空き家バンク・空き家活用奨励金などの対策で町内定住人口の拡大に取り組まれています。

移住希望者が最終的な移住地を決めるには一定の期間が必要となるため、地域外の者からの交流の入り口を増やすことや、地域住民との交流の機会を積極的に創出し、将来の移住・定住を促すための仕組みを整えることが有効であると考えられています。

今後は「ふるさと」との関わりが多様化していること等も踏まえ、長期的な「定住人口」でも短期的な「交流人口」でもない地域や地域の人々と多様に関わる者である「関係人口」の重要性について、どのように考えられるのかお尋ねをいたします。

3 点目、全国学力テストについてであります。町内の中学 3 年生は国語、数学で平均正答率が全国平均以上でしたが、小学 6 年生は平均を下回りました。

県内の小中学校で全教科ともプラスだったのは長与、小値賀の 2 町でした。

県教育長は、成績上位の県は学校全体で子どもたちの学力向上に取り組む文化があると述べられています。

今後、結果の分析と改善策や教職員がゆとりを持って活動できる職場環境について伺います。以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

岡田議員の質問にお答えいたします。債権管理につきましては、自主財源の確保に向けた徴収力の強化、それから債権管理条例の制定による債権回収の強化についてということでございます。どちらも必要不可欠なものでございまして、特に債権管理条例につきましては、2 年程前から職員も検討をいたしております。今までのやり方も若干間違い等もあるようでございますので、法律の解

積あたりが間違わないように条例等の制定に向けて努力をしたいと思っております。それと併せまして、どこまでをお願いするかなんですけども、専決規定を管理条例は、専決規定だけを今の自治法の 90 条ですか、その議決事件の中で組み込まれれば条例まで作らなくても不納欠損ができるかなという気持ちがあります。そこはどこまでもっていくか今検討でございます。

それから、普通交付税の基準財政収入額の算定に用いる徴収率をこれまでは平均的な徴収率としておりました。平成 28 年度から 5 か年間で段階的に徴収率を上位 3 分の 1 の地方自治体が達成する、過去 5 か年の平均とすることで、今これトップランナー方式と言いますけれども、総務省が推奨いたしております。

こういうお利口さんのところには交付税をたくさんやりましょうという方式なんですけれども、本町の場合は後で申し上げますけれども、特に問題ないかと思っております。また、個人住民税の特別徴収の徹底につきましては、長崎県で常時 3 人以上の従業員がいる事業所を個人住民税の特別徴収義務者として、県下全ての市町がそれぞれ指定をして、収納率の向上を図ることを目的に、平成 26 年度課税の個人住民税から実施をしております。

ご質問の本町の徴収力の強化につきましては、先ほどの個人県民税の特別徴収義務者の指定を始めといたしまして、給与とか預金の差押さえに加えて、本年度初めて不動産の公売を実施いたしました。租税債権の徴収、整理を確実に進めているところでございます。なお、住民皆さまの納税意識の高さに加えて、徴収対策によりまして冒頭申し上げました 5 年後の 3 分の 1 以上の徴収率を現在クリアしておりますので、租税の徴収対策につきましては、現水準を引き続き維持できるように取り組んでまいりたいと思っております。

次に、債権管理条例は、先ほど申しましたとおり制定をどのような形ですか、専決処分なのか、条例で持っていくのか、どちらかで判断をしたいと考えております。まず、答弁の前に債権について少し説明をしたいと思っております。地方自治体が扱う債権は大きく分類しますと、法律に記載のある公債権。これは一般的には地方税、国保税とか介護保険料、それから保育料、下水道料が該当します。しかし、私債権、私の債権となりますと、学校の給食費とか、これは学校でやっておられる水道料金ですね。それに公営住宅の家賃、それから住民等に対する、例えば土地の貸付金とか何とかあります。奨学金の貸付とかありますけども、こういうやつは私法上の債権がございまして、そういう私債権になります。更に公債権のうちに個別法律又は地方自治法附則に滞納処分が規定されているものを強制徴収公債権と呼んでおりまして、税はもちろん保育料とか介護保険料とか下水道料などは、これは滞納処分が地方税の例によりまして時効は個別の法律の規定で、又は地方自治法 263 条が適用され援用ということになります。債務者から時効の申し出があれば時効となります。また、公債権のうちに滞納処分の規定がないものを非強制徴収公債権と呼びます。強制徴収公債権と違う点は督促とか延滞金とか条例の規定によりまして賦課をして、徴収は裁判所の執行が必要となってまいります。私債権につきましては、地方自治法の施行令の 171 条から 170 条の 7 までに徴収手続きが記載されておりまして、先ほど申しましたとおり水道料とか土地建物貸付料、住宅使用料とか奨学金とか非強制徴収公債権と違う点は、時効を経過しても援用を必要とするため債権は消滅いたしません。そのため不納欠損を行うには、援用があつて地方自治法の 96 条の議会の議決の権利放棄ですか、認めていただくか、条例によって権利放棄の規定が、専決規定ですけども、これをするかつていうことになるかと思っております。以上、債権について申し上げま

したが、先ほど申し上げましたとおり条例による権利放棄の規定につきましては、債権管理条例ということで処理をした方が一番良いんじゃないかということで考えております。それから、ご質問の債権管理条例の制定につきましては、以前から制定が必要だと認識を持っておりまして、先ほど申しましたとおり先進地視察を2か所ぐらい、平成27年度に行いまして、そういう復命書あたりを見ますと、債権管理条例はいわゆる不納欠損として落とす条例ですけれども、それとも言われております。今参考にしておりますのが、松浦市とかがあるわけです。そういう整理だけじゃなくて提訴とか和解とか調停とかに関する議会の議決事項を町長の専決事項に加えていただいて、これは松浦市の事例ですけれども市長の専決事項ということで加えていただいて、現下の指導とか提訴とかそういう事務を部署によって設置することになります。回収できるものはしっかり回収しなければならないと思っております。目的とした条例であったと思っております。そういうことで、これに準じたところの債権回収とか手続きを、債権管理条例の制定は必ず必要といったことが復命されておりますので、何とかこれから研究検討をしてやっていこうと考えております。

後は税務サイドでいきますと徴収率とか交付税算定とかありますけれども、特に一般会計におきましては、平成21年度から92.3%から対前年度プラスで推移しておりまして、平成28年度決算は96.1%ということで3.8%ぐらい、徴収率がアップをいたしております。それから国保特別会計につきましても、平成21年度の87%から毎年、対前年プラスで推移をしておりまして、平成28年度決算では92.4%ということで、平成21年度に比べまして8.2ポイントもアップしているところがございます。そういうことで、後は交付税の話ですけれどもトップランナー方式でしております。これを標準的な徴収率として基準財政収入額に反映させるとされております。この3分の1というのは、東彼杵町も国が設定いたします基準を1ポイント上回ってクリアをしている状況でございます。

それから、定住・交流人口の対策でございます。これにつきましては一昨年からT型集落点検といって行っておりますけれども、考え方は同じです。関係人口はですね。地域の人材と地域の関わりが深く関わること。ようやく総務省が今、我々は2年ぐらい前から関係人口等は言うておりましたけれども、ようやく総務省がそんなことをしなさいとのことで、今、全市町村にそういう取り組みをやったら補助金をあげますよというような言い方をしております。そう言えども、なかなか地域づくりの担い手の育成とか確保というのは大きな課題で捉えております。また、移住交流の施策ですけれども、これも単純に移住しませんかということでしております。これでは来ませんので、もう少し考え方を変えていくしかないかと思っております。今、特に自治体もそういう移住交流は積極的にどこでもやっております。といいながら、東京圏への一極集中はまだまだ年間10万人ぐらいですね、一極集中が続いているわけでございます。この関係人口というのは一言で言えば、地域に対しまして交流人口より深く関わり、定住人口より浅い関わりを持つ人々ということで解釈をいたしております。以前は交流人口と呼んでおりましたが、現在は観光人口の意味で使われることも多くなっております。また、交流人口自体にも変化が見られることから、あえてこうした概念が付けられたものであると思っております。しかし、この関係人口だけでは集落は守られません。基本、やっぱり私がいつも思っております家族が基本と思っております。家族で話し合いをして、近隣で住んでいく人辺りと話をしていかないと、なかなか関係人口だけでまちづくりというのはできないような状況でございます。やっぱり、近隣ではお互いに、先ほど意見が出ておりましたけれど

も、自治会に入ってくれないとか話があつておりました。そういう希薄化を解消するためにも、是非、我々も足を運んで課題解決をするのはやっぱり何かしら関わりがある人、そういうことで家族も中心に考えていかなければならないかと思つております。そういうことで関係人口というのが言いますと、例えば東彼杵会とか何とかありますけれども、こんな関係もふるさとに心を寄せておられます。こういう方々とも関係人口を組んでやっていく必要もあるかと思つております。それから、もちろん今度お茶あたりでも、アワードでも大賞を取りましたけれども、ここでいろんなそのぎ茶の関心のある方がおられます。こういう方も関係人口という捉え方をしております。そして、きのくにあたりで学校を作つて、ゆくゆくは100名ぐらいの児童も来られるわけでございます。こういう子ども達が出ていけば、またこれも関係人口となりますので、是非、こういう関係人口もしながらですね、もちろん家庭を中心にしながら、やっぱり町づくりをすべきじゃないかということで考えております。登壇での説明は以上で終わります。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

岡田議員の質問にお答えをいたします。全国学力テストについてということで、今後の結果の分析、改善策、教職員がゆとりを持って活動できる職場環境についてということでございます。まず、全国学力テストの結果についてでございますが、今年度の全国学力学習状況調査も小学校の6年生と中学校3年生を対象に実施されました。各教科とも基礎的知識としてのA問題、そして活用、応用としてのB問題という構成で作成、実施がされております。本町の小学校の結果、平均正答率であります。国語A基礎問題が全国平均より約マイナス2点、国語B応用問題のほうは約マイナス5点、算数A基礎が約マイナス8点、算数Bが約マイナス6点という結果でした。約と言いますのは、文科省からの結果の報告は、前は少数第1位まであったんですが、今は整数値で表現されているために約という表現をさせていただいております。小学校においては、算数の力を高めていくということが急務だなというふうに考えております。低学年から算数の基礎的な知識、技能の確実な定着を図るために、ドリル的な学習や活用問題への積極的なチャレンジが必要かと考えています。国語の基礎においては、基礎基本の定着に二極化があつて、ローマ字や漢字の読み書きの定着などが必要です。国語の応用では、これまで地道なNIE活動などの積み重ねで力が定着してきている面もありますが、根拠を明らかにして自分の考えを書く活動を、全教科で取り入れる必要があるかと考えています。

中学校についてでございます。中学校の結果は、国語Aが全国平均よりプラス1、国語Bがプラス、マイナス0、全国平均とほぼ一緒です。数学Aが全国平均よりプラス5、数学B応用がプラス4という結果でした。中学校においては、昨年度と今年度と全国平均以上の結果を出していることで、現在取り組んでいることを継続していきたいと考えています。ただ、下位の生徒の底上げに取り組むたいと考えています。中学校の国語においては、新聞記事を読んで自分の考えや感想を書くNIE活動の効果が大きいと思われまふ。数学では、領域、関数において向上し、活用する力も伸びています。習熟度別指導の効果が大きいと思われまふ。

小中いずれにおいても国語や算数、数学の学習は大切であり、将来役に立つと思つて学習している子どもの割合が高いという結果も出ています。しかし、資料に基づいて考えを書く活動の正答率

が低いなど、知識活用を伴う記述式を苦手とする傾向は相変わらずのようでありますので、趣向判断、表現力の育成が今後の課題かと思っております。今後の改善策についてでございますが、本町の子ども達、大変素直で真面目に一生懸命言われたことに対しては取り組んでまいります。たくさんの可能性を秘めた子ども達でありますので、やればできるというその心意気の下に子ども達の可能性を伸ばすように、可能性に蓋をすることなく飛躍を目指して頑張っていきたいと思っております。具体的には、小中共に授業改善の中で目当てをはっきり示して、振り返りで達成度を確認するということ。

2番目に自分で考える時間、学びあう時間、発表する時間、というふうに、時間のそれぞれの主体的で対話的な深い学びの実践を目指しての時間の確保、あるいは学び直しの時間の確保も図っていこうと考えています。小学校では、家庭学習の習慣化を目指して家庭学習リーフレットなど作成をし、全家庭に配布して家庭学習のそれぞれ発達段階に応じた家庭学習の時間、100%達成を目指していこうというふうに考えているところです。より具体的なものとしては、今、両小学校で計算、あるいは漢字のドリル、それに取り組んでおります。それをもうちょっと飛躍させて、この東彼杵町の中で、小学校も中学校も茶子ちゃん検定という形で漢字及び計算のコンテストを実施してはどうかというふうなことで、校長会とか研究主任会などで今協議をしていこうとしているところでございます。年に2回か3回ぐらいになるかと思っておりますけれども、長期休業明けなどに一斉に茶子ちゃんタイム、茶子ちゃん検定というようなものを行ったらどうかというふうに考えております。来年の1月26日には町内の全教職員全員と保護者などが集まりまして、県教委の助言を仰ぎながら町の学力向上研修会を開催する予定でございます。議員の皆様方にも是非お出でいただいて、先生方のやる気と意欲と情熱を見ていただき、激励を賜れば、ありがたいと思っております。

3つ目に、教職員がゆとりを持って活動できる職場環境についてということでございますが、今、長時間勤務が問題化している先生方の働き方改革につきましては、国や県でも協議をされているところでございます。文科省の調査では、中学校教員の57%が過労死ラインを上回る長時間労働だというふうに言われております。県の教育委員会調査によると、4月から7月における時間外勤務80時間を超える、教職員の状況調査では、東彼杵町の小学校では0でございます。小学校では0人ですが、中学校では17人おりました。その内、17人の内の10人が部活動指導で土日もなく勤務していること。あるいは4人が学校運営業務でございます。2人が生徒指導、1人が授業準備などで80時間を超えているというふうな結果が出ておりました。教職員がゆとりを持って活動できる職場環境づくりのために、可能な限り、教職員が授業に専念できるしくみを構築していかなければならないと考えているところでございます。今、県の教育委員会とも協議をいたしまして、まず第1点に、チーム〇〇学校という言葉を合言葉に職員一人にいろんな課題を背負い込ませないように、皆で連絡コミュニケーションを取りながら助け合える職員集団づくり、これを目指していこう。2番目に、毎週水曜日はノー残業デー、定時退庁の日ということで徹底していこう。そして、毎月第3日曜、これは家庭の日でございますが、ノー部活デーということで、部活動をやらないようにしていこう。そして、毎週1日か2日の部活動定休日の設定でございます。そして、学校施設時刻、今日は何時に鍵を閉めますよということをお知らせしていただいて、先生方にそれを守っていただくというような方法をとっていこう。そして、教職員の勤務時間を軽減していこうというふうに考えております。また、中学校の部活動の指導というのが、先生方の超過勤務の1つの大きな原因にもなっ

ております。今、東彼杵町でコミュニティスクール、地域の方々と一体となって子どもたちを育てていくという、そういう組織を作っております。その中で、先生方に部活動の指導を全面的に任せるとはなくて、体育協会など部活動指導員の委嘱などを通して一般の方に手伝っていただく。そして、先生方の負担軽減が可能になるように持っていければということで、これも県と一緒に協議をしているところでございます。今日の長崎新聞にも教員の働き方改革中間案ということで、中教審の特別部会から業務の一部、委託提言というのでも出ておりました。そういう形をこのコミュニティスクールの中で取り組んでいければというふうに考えているところでございます。以上、登壇しての答弁を終わります。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

まず、始めに債権についてお尋ねをいたしたいんですが、水道料金などはやっぱり税ではなくて、2 年で駄目になりますよね。だから、強制徴収できる規定のないものは、強制徴収が認められないとなっております。現在までの対応はどうされていたのかお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（峯広美君）

ただいまの岡田議員の質問に対して答えたいと思います。滞納対策で、毎月 15 日に納付書を発送しまして月末に納期限をしております。口座引き落としの場合は、毎月 25 日に引き落としを行って、そのとき引き落とし不納があれば翌月の 10 日に最度引き落としを行うと。納期限までに納付がなかった場合は、毎月 20 日前後に 1 か月分につきましては督促状、2 か月になったら催告状。それから、3 か月になったら給水停止予告状等を発送しております。督促状につきましては、月末までの納期に納付ができなかった場合の発送、一度のみ発送しております。下水道利用者には 100 円の督促手数料を付けて、水道の場合は督促手数料は付かないということです。そして、督促状の納期限を月末に設定をしております。更にその納付がない場合に、催告状を翌月に出すということにしております。それから、それでもまた 3 期以上の滞納がある場合に給水停止の予告状を発送しまして、発送後の翌月第 1 週の木曜日に停止をすることが多いです。予告状を発送した後に、徴収や納付の相談などで臨戸訪問を行っております。停止までに連絡や納付がない場合、それから悪質な滞納者とみなし、いろいろ相談して来られれば停止を止めて、また、1 か月とか何かでもちよつと分割でも払われる場合はそういう形でしております。停止をする場合は、一応町長決裁をいただきまして実施しているということです。以上で説明を終わります。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

そしたら、催告書が到達したところに電話催告も実施をされていますかね。文書で発送して、だいたい到達したところ見極めて、また電話で催告するという方法は取られていますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（峯広美君）

ケースバイケースで行ってて、ある程度、最初の方というか分かる方がいらっしゃるんですね。ちょうど口座振込みになっているけど、結構入ってない人とか、そういう人はある程度入れてくれます。悪質な人とか、しょっちゅうだいたい決まっている方等には電話連絡等もしながら対応しております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

そしたら、やっぱり面談とか何とか聞き取りとかをされれば支払えない理由、生活状況を詳しくその聴取して、納付計画や債権性のアドバイス、そういう対策も取られておりますかね。お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（峯広美君）

一応そういうふうな、職員には指導をしまして、結構ずっと続く人とか何かには相談をしてというようなことで指導をしております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

地方公共団体の究極の目的はやっぱり住民福祉の増進ですね。増進であるんですよ。だから、債権回収するのも必要になっていきますが、時には債権を放棄する考えについて、町長どう考えられますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

法の定めがあればこれは仕方ないわけです。以外と職員が怠慢で行かなくて放棄せざるを得ない

ときも多々あります。ですから、これも何年も前から全くやっていないというのがあるものですから、ここはあつたらいけないんです。常にやっぱり債権放棄は前提に考えなくて、どうしても相続とか何とか問題が発生するところはどうにもなりません。極力そういうことがないように、常に密接に連携を取りながら、住民の方と話をしながらやっぱり対話をしながらいかないと、もう催促状を出したからどうのこうのではなくて、やっぱり現地に行って相談をして、生活の状況なんかを聞きながらしないと、債権放棄をいきなりというのは無理かなと考えています。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

確かに町長がおっしゃるように、今、その債権ができたのにずっと昔のままでたまって、今度そっちの方にお金を回してくれと言われればですよ、生活状況によってはどうしても出せない。そしたら、また、今のまた債権がたまっていくという方向になるよりも、もう生活状況を把握されて、やはりこれは無理だなと。とても取れるところは何もない。しかし、今から頑張っって滞納をしてもらわないような方法というか、こういうのは考えられませんか。お尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

いわゆる公債権の税等につきましては、法で決まっていますのでそういうことはないわけです。それ以外でというのは、水道料とか住宅料があります。これはあんまり多くございません。住宅料につきましても、ほとんど滞納ございません。3 月末では滞納あったにしても、出納整理期間で払っていただくということで、実質ゼロに近い状態です。水道の場合が今過去こう見てみますと、これは私も気付きましたけれども、1 万円ずつぐらい、年度、不納欠損をやっています。これ違法ですね。だから、ここら辺がやっぱり職員も債権放棄の意味がやっぱり分かってないということですので、非常に問題かなと思っています。こちらも勉強しながらいくしかないかなと思っています。そういう事例があんまりないんですね。ただ、普通の税の場合は、固定資産税なんかは特にそういう決裁が上がってきますけれど、どうしても取れないというのがあります。それは止むを得ず不納欠損にしようということで決めております。やっぱり、今までずーっと良く調べていてしていれば良いんですけれども、蓋を開けてみたらもう 10 年前、15 年前から何もせずに時効がきているとかたくさんあります。本当、そこら辺がやっぱり職員と一体となって、そこら辺がないように務めていかなければならないと思っています。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

やはり今度、町も企業会計に移行しておりますよね。だから今後そういう、例えば、町税及び公債権以外のものに対してやっぱり条例を制定されて、やっぱり的確にしないと。もし、住民監査請求なんかで弁償がきたときには町長個人、職員個人にもいく可能性も出てきますから、私は是非この債権管理条例を作成すべきだと考えております。町長いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

最初答弁しましたとおり、やろうということで研究してまいりますのでよろしくお願いします。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

次に定住と交流人口に移らせていただきます。先ほど町長がおっしゃられた T 型集落点検による町にルーツがあられる方の近居の人、遠居の人。それ以外に地域に関心を持つ、地域外の人材との多様な関わり、ネットワーク作りについて、もう少し町長の具体的な意見をお聞きしたいと思えます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、いわゆるもともと住民票がある人なんかであれば T 型集落点検で全く同じ考え方ですけれども、それ以外となると、やっぱり前職場があったとか勤めてたとか親戚があるとか、あるいはさっき言いましたお茶に関してとか、いろんな同窓会とかありますね。そういう方も含めたところが全部関係人口と思っております。したがって、全ての人にそういうことを発信をしながら、町の窮状、今の現状をお伝えしながら、そしていろんな、例えばクラウドファンディングなんかあります。そういうことを入れながらこの町を継続しなければならないかと思っております。関係人口というのが、今総務省がようやくうたい出してきたもんですから、風の人とかということを言われますので、この辺を含めてどんな人でも東彼杵町に興味を持っていただくということで、SNS いわゆる総合交流サイトが今度できますので、その辺を利用して何でも発信すれば、かなりの効果が現れると思っております。そういうことを、全ての職員あたりもそういう考え方で進めていかなければならないかと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

そういうことで、進学や就職、結婚や子育て、リタイヤといったライフステージに応じた多様な関係が、やっぱり窓口を広げていくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それは先ほど言いました、例えば同窓会とかいう面も全く一緒です。そういうことでライフスタイルに合わせたところの情報発信をボンボンやりながら、東彼杵町にいかにして来ていただくかというのが一番問題です。来ないと何もできませんので、来れば何かありますので、経済も潤います。そういう取り組みをしていかなければならないかと思っております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

この前、阿武町に研修に行ったときに、農繁期に労働人口が足りない。足りないというときに都会というか近くでもそうなんです、例えば、お茶摘みとかイチゴとかのそういうときに1つのシステムがございまして、仲介する機構があるんですね、労働者をお願いする。今、高齢化、どこも高齢化が進んでいますからそういう感じもありますし、例えば、ロードレースなんかに来たり、道の駅に来たりしたときに、何らかの発信をしていただいで東彼杵町との関わりを持つ。例えば、東京も小田急線に、この前話があったんですが、ふるさと納税のコマーシャルを出しておられますね。そういうのをもっと福岡なんかも出してですよ、お金30万円ぐらいだったと思うんですが、そういう町を売りに出して、一度でもちょっと伺ってみようかなというところから、その関係人口というのが生まれてくると思うんですが、どうでしょう。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

効果はとにかく、具体的に動かないと効果は現われませんので、いたるところに、発信されるところには設置をしたいと思います。もちろん、それは予算は伴いますので、全部するとはいきません。今回のお茶の情報発信をどうしていくかという質問等もあっておりますけれども、そこと併せましてやるべきだなと思っております。それと、仲介をするという話が出ました。この後も一般質問に出ておりますけれども、シェアリングですね。この辺が今から一番大きなNPOが作って、そういうあれをしていくってということが一番大きな問題です。行政だけでは駄目ですので、NPOを誰か作られて、そういうマッチングをしていくという人のセンター方式か何か、そういうことが今から大事になっていくかと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

了解しました。

次に、学力テストに移らせていただきますが、教育長にお尋ねいたします。秋田県と福井県、石川県の正答率が全国で上位を占めている要因はどんなところにあるのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

秋田県、福井県につきましては、先生方の、教職員同士の授業交流。そして、研修会の開催が頻繁に行われていると。私も秋田、福井に行ったことがありますけれども、県下全体のそういう研修会というのが公開で、つまり全国からいろんな方々が参加などにお見えになって、そういう授業研究会が行われているということ。それが1つかと思います。

2つ目は、県の教育長も述べておりますけれども、そういう勉強、学習に取り組もうとする、そういう文化と言いましょか、そういう行動様式、地盤がしっかりしている。子ども達の考え方というのが、家庭学習はするものなんだというふうな捉え方。予習、復習もきちんとやるべきもんだというふうな、そういう部分が定着していることが大きいかなと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

そしたら、今の町内の子ども達にですよ、1 か月に読んだ本の数、それとスマートフォンの利用時間、勉強時間などの生活状況が及ぼす影響というのも検討されていますか。研究というか、その点についてお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

1 か月に読む本につきましては、図書委員会の方で各調査を行われております。特に千綿小学校におきましては、本の貸し出し数とか、あるいは読書量というのが何冊だったかちょっとはつきり記憶しておりませんが非常に多いということで、この前、県の生涯学習課の図書係の方もお見えになって、これは来年度どうなるかわかりませんのでちょっと申し上げにくいところではありますが、文科省の推薦を受けてみたらどうかというふうな、そういうお褒めの言葉などをいただいたりしたところがございます。他の学校におきましても子ども達、図書室が非情に充実をしておりますので、読みやすい環境になっておりますので、読書量は伸びているところかと思えます。

2 つ目のスマートフォンの携帯につきましては、小学校、中学校でだいたい今のところ、小学生で 17% ぐらいかなと。そして、中学生で 30 何% ぐらいかなというふうなことを聞いております。ただ、子ども達は自分はスマートフォン、携帯電話は持ってないんだけど、保護者の方の携帯を使いながら友達と交信をしているというふうなことが非常に多いというふうに聞いているところがございます。各学校においてはスマートフォン、SNS 関係の使用について、年に 1 回もしくは 2 回ぐらい講習会を開いて、保護者、本人、子ども達向けに注意を呼びかけたり何かしているというところがございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

先ほど教育長おっしゃられたように、町内学校では数学の領域、関数が向上し、活用する力も伸びているとおっしゃられましたですね。生徒の個人的な個別指導というのも、例えば平均的な点数で出るんでしょうから、上に行く人、ちょっとまだ指導をしなくちゃいけない、そういう時間の割り振りというのはどうされているのですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

もちろん、学力調査、学力状況調査の結果については、保護者の要望等があれば開示もいたします。そして、本人にもきちっと説明をして、こういうところが弱いみたいだよというふうな指摘をするわけでございます。特に中学校の数学におきましては、関数において非常に向上し、活用する力も伸びているということなんですが、両中学校にお聞きいたしましたら、やはり習熟度別授業だと。つまり、20 人、30 人いる子ども達を段階的に、つまり、ちょっと、もうちょっと勉強した方

が、頑張ったがいいねというクラスと、発展的な学習のということで半分ずつぐらいに分けて、そして個別指導を徹底しようとしていると。その個別指導の中で、子ども達がたくさん質問などをする中で、関数なら関数に関しての充実を期していると。そういうような形でございます。今、両中学校におきましても、数学もしくは数学が得意な先生と一緒にチームテーティングという形で2人、3人入って、授業を支えていただいているというふうなことでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

大学の入試も、今後は記述式問題で、多様な資料から読み取った情報を基に考え、表現ができるかというのが問われてくることになると思いますが、この小中学校からこういう基礎の、そういうのを形成するためにどういう考えを持っておられますかね。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

今、先ほども申し上げましたように、この全国学力学習調査のスタートするきっかけになったものの、10年ぐらい前でございます。それはOECDが実施をいたしました、経済協力開発機構でございませけれども、15歳児の子どもが持っている知識、技能を実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかと。いわゆる学習到達度調査というんですが、このピサ的学習、ピサ的な試験なんですけれども、それが全世界で行われました。その際にやはり一番欠落、日本として、例えば、科学的な問題、数学的な問題は大体全世界の内でも上位にあったんですが、この読解力、読解力リタラシーというんですけれども、世界14位であって、そして14位、15位というふうに非常に低いということから、これではいけないなあということで全国学力学習状況調査を、ピサ的な学力の育成のためにということで始まったというふうに聞いているところであります。今、東彼杵町におきましては、特に一番活用しようとしているのが新聞でございませ。NIEという形で4つの学校にそれぞれ新聞を配布いたしまして、子ども達が新聞を読んで感想を書いて、そして批評会をすると。NIE教育なんですけれども、そういう形で各学校で活用をいただいているところでございませ。もう一つが図表とか、あるいはグラフ、地図などを見て、そしてそれを使って何かを説明をすると。この国の特徴はどのようなものであるかというふうな形で、いわゆる先ほど申しましたような、自分で考えて隣の人と対話か研究協議をして、そして発表原稿を作って発表するという形での表現力の育成。そういう形でAO大学入試関係でも自分でプレゼンをしながら、なぜ、こういうふうなことを考えたのかという自分の考えを論理的に説明できるような力を育成していこうというふうに今取り組んでいるところでございませ。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

最後になりますけれども、教職員の方の先進地視察研修も当然であります。指導する立場の教育長としてもですよ、先進地視察とかいうのは研修があつてはいいんですか。お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

やはり学力向上は、学校で言えば校長が真っ先にその部分について十分に熟知して、そして、こういう取り組みを展開したがいいんじゃないかという考えを持っていないといけません。町におきましても、教育長が率先して、学校に任せっきりでなくて、自分でこうしたらどうだろうかというのを考える必要があります。そういう意味で、日本全体で、文科省の主催で教育長セミナーと申しますが、年に1、2回開催をされております。それに、できるだけ参加をさせていただくようお願いをしているところです。もう一つは市町村教育委員会の教育長会というのもございまして、その中でお互いの教育長同士、いろんな取り組みの交換などをしながら「ああ、それいいね」ということで、本町でも取り上げていこうというふうに行っているところでございます。研修には積極的に務めていきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

以上で終わります。

○議長（後城一雄君）

以上で3番議員、岡田伊一郎君の質問を終わります。

次に6番議員、立山裕次君の質問を許します。6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

それでは、登壇しての質問をいたします。まず第1に、有害鳥獣の活用策についてということで、有害鳥獣の捕獲頭数は東彼杵町を含め、全国的に毎年増えています。しかし、その9割が山での埋設や処理施設で焼却をされていて、活用されているのは1割です。

農林水産省は、2019年度に活用数を2割に倍増する計画をしています。

本町でも、食肉処理施設を整備して、ジビエやペットフード等に活用したら良いのではないかと思います。町長の考えをお尋ねします。

次に、東彼杵町におけるシェアリングエコノミー（共有型経済）の取組について。現在、総務省・経済産業省は地域創生のため、シェアリングエコノミーの普及を促しています。

シェアリングエコノミーとは、厳しい財政事情等から行政サービスの維持が難しくなる中、地域の問題解決を、地域に埋もれた人材や施設を活用し、住民同士が支援をしながら生活を行っていくことです。

国が想定しているのは、家事や育児、介護が必要な家庭と、支援を希望する住民を自治体が仲介する仕組みです。他にも過疎地における高齢者の移動手段等も考えられます。

総務省は来年度、検討や住民向けのセミナーを行う自治体に経費を交付するとしています。

東彼杵町としても今後必要になってくると思いますので、町長の考えをお尋ねします。

次に、中学校の統合時期について。中学校の統合については、今までの議会の中で何回も質問が出され、町長も現在の任期中に目途をつけると答弁をされています。

11月の町の広報に、小中学生の保護者による統合に向けてのアンケート結果が掲載されていました。

その中で時期はいつが良いかという質問に対し、6割の方が1～2年以内と答えています。

私は、この結果については、今すぐにも統合をしてほしいという気持ちの表れだと思いますので、目途をつけるとかではなく、平成31年4月には新しい中学校を誕生させるべきと思いますが、町長の考えをお尋ねします。以上です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

立山議員の質問にお答えいたします。まず、有害鳥獣の活用策でございます。有害鳥獣の捕獲頭数というのは、東彼杵町を含めまして全国的に毎年増えております。その9割ぐらいが有害鳥獣を山の中で埋設、あるいは処理施設で焼却とか、あまり活用されていないわけでございます。活用されているのは1割ぐらいで、これは食用ぐらいでされているのではないかと考えております。もちろん予算も、議員さんもこの前は農林省にも要望へ行かれたとおり、いろんな防護柵あたりの要望もされております。国も当然、今からはジビエということで、ジビエ倍增モデル整備事業ということでやっておりますので、是非、どなたかやっていただければ、町も推進をしていこうと考えております。そうですね、食肉が活用率というのは1割と申しましたけれども、後は所得が変わるようなことで、本当はそこがちょっと無理かなと考えています。全国的に見れば鹿とか何とかありますので、そういうことも活用かなと思っています。県内にも何箇所かそういう施設があつて見に行つたことがあります。なかなか食品衛生とかで非常に厳しゅうございます。話はですね、これはまちづくりと一緒に、やりたいやりたいと言われますけれども、本当に誰がやるのかということで、非常に手が挙がらないのが実情でございます。補助事業も高率補助で、いわゆる捕獲をして直ちに殺処分ができるようなことで、ジビエカートと言いますかね、車あたりも現場に持って行って置いて、すぐそこで殺すことができる。そして、冷凍に入れることができるということでございますので、鮮度あたりを保つのは以前よりも良くなってきていると思います。後、県内で処理加工場があるのが10件ございます。長崎市が2件とか、佐世保市が1件、諫早市が1件、松浦市が1件、島原市が1件、対馬市が2件、川棚町が1件、新上五島町が1件ということで10件あります。全国には451件ぐらいあるそうでございます。

今、猟友会の皆さん方も、それぞれ千綿、彼杵、両猟友会は35名程度でございますので、70名ぐらいいらっしゃいます。なかなか、こういう方がやってもらえれば一番良いんですけども、本当に収入もいくらかなと思います。もちろん、販売等も販路が一番問題でございます。例えば道の駅とかということで、JAあたりが売ってくれることはまずないでしょうけれども、そういう直販所あたりの販売になるかと思っております。全国的にそういうことがあつておりますので、国が今予算をかなり取りまして、要求額が1億円ですか。ですから、これでまたやろうとしておりますので、どういう要望があるのかですね。一応、区長会とかあるいはいろんな猟友会あたりにも声は掛けてみますけれども、これが一番問題かなと思っております。

それから、次に2点目のシェアリングエコノミーです。これも今できたてのほやほやでございますので、来年の7月から試験的に実施するというようなことで、今話あたりもきております。これは、未利用区間の全く同じことですけども、活用とか子育て支援とか、あるいは地域の足の確保ですね、いわゆるタクシーとかバスとかの話でございます。子育てなどでの女性活躍の支援。あるいは

地域人材の活用とか、いろんなスペースがございませうけれども、それを活用して使うということでございませう。島原辺りも島原城の敷地、あるいは古民家でイベント用にそれを貸して、そして、そういうシェアリングをやっているということでございませう。また、花火大会のときには自宅の住宅の駐車場辺りにも停めさせるとかということで、いろんなケースがあろうかと思っております。それから、地域人材活用ということからいきますと、宮崎県の日南市が自宅などで、自分の自宅でWEBサイトの作成とか、インターネットを通じての請負とか、これでも月収20万ぐらい上げているという事例もございませう。是非、こういうことを取り組んでいかれる方、ジビエも一緒ですけれども、どなたかやっていただければ、こういうこともやってみたいと考えております。

それから、中学校の統合時期でございませう。確かにこれは、昭和の時代から、随分、先人達が苦勞されてなかなか決まっております。50年かかってきているわけですけれども、それをすぐ目途をつけて、ぱっぱとやりたいんですけれども、そうは簡単にいかんだろうと思っております。今、教育委員会が淡々と進めておりますので、保護者の意見、あるいは住民の方の意見、それから懇話会あたりを作ってもなくやろうとしております。そうしますと私も今、町政懇談会で地区に回っておりますので、極力、年度末ぐらいまでには一定の意見を聞くためにも、町政懇談会に回ろうと思っております。その中で、いろんな様々な意見があります。反対と言われますけれども、最終的には反対だけどうせしないと。という言い方をされますので、基本的に賛成ということになるわけです。そういう意見が非常に多うございませう。そういうことで、まだまだ懇談会も始めたばかりでございませうので、一通り回らなければなりません。そして、私も任期が31年4月まででございませう。そこで、それまでにはご意見を賜って時期を見て決定をしたいということで考えております。答弁にならないかも知れませうけれども、毎回こういう答弁をしております。慎重にしないと、いろんな意見が出ております。しかし、午前中も話したとお子子ども達が非常に減ってしまえば、今小学校の統合をしましたけれども、これでもお金が3000万円ぐらいの余裕が出ただろうと考えております。しかし、金は全然残っておりませう。したがって、本当は3000万円を別で積み立てか何か本当はしたかったんですけれども、蓋を開けてみれば3000万円も何かの一般財源で使っておりますので、経費節減だけではなくて、もちろん、子ども達の教育ですのでそういうことは言えませうけれども、そういうことがどうなのか。あるいは今から10年、15年経ったときに学校の返済あたりができるのか。あるいは統合して新たに造ってやった場合に学校が20億円とか掛かった場合にどういふシミュレーションになるのか。その辺を見極めながらしないと大変なことになります。早い時期にしなければならぬというのわかっております。答弁になりませうけれども、31年4月に新たに誕生というのは無理かと思っております。誕生ではなくて、31年以降にどこかの所でやろうということを決めていただくように、議員の皆様方も住民の皆様方と懇談会をされまして、早めに双方で推進をしながら進めていければ一番良いかなと思っております。以上でございませう。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

まず、すみませう。私も捕獲頭数が増えているとういうことで書いてありますが、ちょっと確認のために、27年度が895頭で、28年が1174頭で、今年度で現在まで、例えば3月末での予想という

のがわかりますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

11月末までの集計を取っておりますけれども、11月末現在で565頭でございます。これは昨年度と比較しますと約100頭近くは少ない状況でございます。3月末までの段階でおそらく800頭から900頭のところで落ち着くのではないかと感じて予定をいたしております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

その中で、1割ぐらいが食肉として全国的に活用されているというふうに私は聞いているんですが、東彼杵町の場合は昨年、例えば1174頭、その前は895頭ということですね。80とか100頭とか活用されているのか。それより多いのか、少ないのかはわかりますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

昨年度の実績で申し上げます。昨年度の捕獲頭数が先ほどおっしゃったように1174頭ということでございます。その内、食肉用としての処理加工ができる、いわゆる成獣でございますけれども、930頭でございます。その内、利用されている食肉として利用しているものが131頭でございます。この内、処理施設等が26頭、自家消費ということで105頭でございます。本町の特徴的なものとしましては、以前から猪の農作物被害ということでございますけれども、狩猟免許を以前から取られて、そういった狩猟を趣味としてされていた方々もおられました中で、食肉の利用というものもあるのではないかなと思っております。昨年の食肉活用率は14%ということになりますけれども、過去5年間の平均値で見ますと、約21%ということでございますので、約2割程度がそういった食用としての利用が本町ではなされているものというふうに考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

この処理施設を建設した場合に国からの補助があると思うんですが、たぶん2分の1、最高2分

の1と聞いていますが、それで間違いないでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

補助率は2分の1となっております。以上でございます。

か○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

今現在はそうだと思うんですが、それはずっと今から、例えば2019年度以降ですね、そういう補助があるというのは決まっていますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

補助事業としての活用としては、今後もそのような対策も含めて継続するというようなことでの農水省の見解でございます。なお、平成30年度の概算要求につきましては、160億円の概算要求がなされておりまして、この有害鳥獣対策の強化というものも方向性として示されておりまして、以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

建設の方は2分の1、最高出るということですけど、例えば、建物が建ってて内装ですね。内装だけをする場合でも同じく最高2分の1まで出るんでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

内装等については補助対象になるかちょっと確認を取っておりません。おそらく、処理施設の機

械ですね、機具、そういったものは対象になるかと思えます。建物があって、そこを内装するということについては確認を取っておりません。後ほど、また、確認をしてご報告したいと思えます。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

今の質問をしたのは、ちょっと午前中に委員会報告があったんですけど、総務厚生常任委員会はいこいの広場に 10 月行ったときに、使われていない建物が 2、3 か所ありまして、その中に、たぶん以前食堂があったんだと思うんです。そこの厨房が全然使われてなくて、そこの雑談で出た話ですけど、猪の解体とかそういうのに使えるんじゃないかという話が出まして、変な話、建物を建てなくてもできるかなと思ってちょっと話をしたんです。もし、そういうのが可能であれば有効な施設と私は思います。町長、先ほど誰かする人がいればという話でしたけど、そういう場所があって、もし、そういう補助が出るのであればもっと積極的に誰かできませんかということで、町の方から話を進めることがあっても良いのかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、後段で質問がありますシェアリングエコノミーということで、今あるものを使うわけですから、正にスペースが、改造して補助対象になって誰かがされれば、それは空いている遊休施設ですから、後は指定管理でやっておりますね、そこの調整が必要かと思えます。そこが同意できれば使うことには全くやぶさかではございませんので、利用していこうと思えます。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

できればということで。ただ、町長は待っているような立場が、いつも、誰かやる人がいればというようなことですので、町の方からやってくれる人を探すというような聞こえ方じゃないんですよ。誰かやってくれる人がいればやりますよというような言い方をいつもされますので、もっと積極的にこういう場所があるんだけど誰か使いませんか、とですね。そういうことを町の方でされないと、たぶん知らないと思うんですよ。私なんかもいこいの広場に行ってそういう所があると知ったわけですから、知らない人がやりますということはたぶんないと思えます。積極的にやっていくべきと思うんですが、そっちはどうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

情報発信の仕方ですけども、広報も見ない、オフトークも聞かない、茶子ちゃんねるでも見ないということで、非常に情報が伝わらないのが一番苦勞しております。本当ですね、普通の人が全く知らんやったということで、5、6 年前にあった制度を知らないとおっしゃるものですから、どうすれば伝えるかということでございます。ソーシャルメディアということで、例えば LINE とかありますですね、交流サイトが。ああいうやつにポンと役場が載せるかということですよ。それで、

友達のようにしてもらえば良いんですけども、そういう方法にでないとなかなか見ていただけません。もちろん努力はします。目途が付けば区長会とかで言っているですよ、そういうことは。誰かがそういうまちづくりをやらしてもらえば一番良いわけですから。場所はありますよ、やりませんか、補助率がこうですよということを作って、回覧なんかを回してもよろございます。ただ、それを見ていただくかどうかでございます。例えば、町政懇談会あたりで、今気づきましたけれども行きますので、誰かいらないですかということは言わなければと思います。もうちょっと早くこの議会があれば良かったんですけども、次からの町政懇談会は言いますので、直にやっぱり誰かしてもらわないといけません。それがもう一番、有害鳥獣対策の最たるものでございますのでやっというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

昨年だったか、ちょっと私もすみません良く忘れましたけども、地域おこし協力隊ですね。こういう方を募集したらどうでしょうかという話をたぶんしたと思います。その時はしませんということだったんですけど、町長の話でいきますと町内の方を考えてらっしゃると思うんですよ。でも、要するに必要なのか必要じゃないかと考えたときに、前回も言ったとおり、地域おこし協力隊でも良いですし、他所の方でも結構ですけど、積極的に連れて来るというか、してもらおうということの考えはないですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

考えはあるんですけども、その時々で戦略がありまして、例えば、いわゆる改築をするような人、今来てもらっています協力隊。目標を絞っていかないと駄目なものですから、炭焼きをする人とかということで今しております。猪をしたときにお出でになるかどうか分かりません。一応、話は総務省あたりの要望があるときにはしてみます。来てもらうかどうか。何でも良いですからやらないとどうにもなりませんので、具体的に動いてやらしてもらえば一番良いかと思っております。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

町長は山鯨という言葉はご存知だと思いますけど、知っていますよね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

猪のことでしょう。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

おっしゃるとおりですね。当然、皆さん知ってらっしゃると思いますが、東彼杵町は海の鯨で

有名というか、名が知られていますよね。でも、山鯨というのも当然知っている方は知ってらっしゃると思いますけど、東彼杵町に行けば当然鯨が食べれますと。でも、山の鯨も食べれるんですよ。鯨繋がりですと PR するとかですよ。そういう例えば、今現在、たぶん県内の道の駅では猪、ジビエ料理はないと思うんですよね。でも、東彼杵町の彼杵の荘なんかは、ものすごくお客さんも多いので、彼杵に行ったら海の鯨と山の鯨と食べましたというような、そういう PR、東彼杵町です。そういうことをするためにも、もうちょっと積極的にされたらどうかと思いますので、こういうちょっと今回もさせてもらったんです。もしよろしければ先ほど言われました総務省とのあれが叶えば、できれば去年も言いましたけど全国でも 20 人か 30 人ぐらい、そういう地域おこし隊の方がいらっしゃいます。絶対いないとは言えませんので、できればそこを活用していただければと要望して、次にいきたいと思います。

シェアリングエコノミーの関係です。これは、町長はたぶん始まったばかりというふうに思われているみたいなんですけど、たぶん 27 年度ぐらいからもう行われてるみたいなんです。来年度、たぶん力を入れるというようなことみたいなんです。ここに 29 年 9 月の総務省が出している推進についてということで書いてあるんですけど、課題の中に認知度等というところで、認知度や利用意向は総じて低く、地方自治体の理解も進んでいないため利用者への浸透が図りにくいと。普及の壁として現行法令への抵触もおそれ、事故やトラブルに対する不安が利活用を阻害する障壁となっているということで、まずはそれぞれに自治体も含めて認知度が少ないということで、今回私もさせてもらったんです。たぶん町長、NPO 法人みたいのを、先ほど作られて一言してくださいというようなことで考えてらっしゃるみたいなんですけど、そういう考え方でよろしいんですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今の総務省のとは良くわかりませんが、地方財政審議会とかという組織がありまして、そこで実験的にやっておられるわけです。このシェアリングエコノミーはですね。やって、そして具体化して来年の予算から、7 月から公募をかけてやるということでやっていますので、今は実証試験をしております。南島原とか、川棚町も入ってますね。それから島原市も入っています。そういうやっているところはたくさんあります。ですから、そういう骨組みがまだ良くわかりません。総務省からもまだ具体的な文章が、インターネットは出てますけれども全く来ておりません。そういうやつがですね。単なるアンケートはいくらか来ていると思うんですけども具体的にはわかりません。しかし、既にやっているのは、福祉関係ではロードマップとか、そういうことは今作っておりますので、それもやっています。それから、健康ほけん課に関しましてはファミリーサポートとかいう、いわゆる勉強あたりをやっておりますので、そういうことも NPO でやれということで今来ております。やるのは全部ほとんど NPO です。やるのはですね。そうしないとなかなか、それが NPO しかできないって限定してあるかどうかわかりません。今からどういうふうな、総務省が具体的にその公募をかけてやってくるのかわかりません。その辺が一番問題かと思っておりますので、積極的に民間の方に知っていただいてシェアリングをするのが一番ベターだと思っております。今、個人的には空き家活用なんかも正にシェアリングエコノミーをやっておるわけでございますので、それはそれとしていろんな知恵を出しながらエネルギーの問題とか、あるいは教育とか食育とか保育とか、後

は外国のインバウンドとか文化の継承とか、もちろん空き家とか駐車場のスペース広場とか。そんなもののシェアリングできますので、そういう活用を今から、たぶんこれはNPOに限定をしなくても良いんでしょうけれども、それに似たような組織を作らないとできないんじゃないかなと考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

町長がたぶんおっしゃっているとおりなんですけど、NPOではなくて個人間ですることに関して、今たぶん総務省の方は特に田舎と言いますか、地方自治体で財源が厳しい事情で、個人間でやる方法を考えたかどうかということで、たぶん進められていると思うんですよ。その中でなぜ自治体がそこに入ってくるかということ、要するに個人間でしますので、いろんな不安とか事故やトラブル、それが起こったときに仲介するのが自治体であれば安心して利用ができる。都会に行けば町長がおっしゃるとおりいろんな会社もあるんですよ。メルカリなんかそうですよね。知らない同士が自分が必要なもの、いらぬものということでああいう形です。いずれ東彼杵町が財源がなくなるということは当然ありませんけど、例えば道路を絶対作らないと、橋を作らないと、そっちにお金が要りますので、ちょっと介護とかそういうのに回せるお金がないと言ったときに、今ちょっと休んでいる人材を活用しようということだと思えるんですよ。それを来年度、検討したり、住民受けにセミナーを行うために国からそういう詳しい方を派遣しますので、そういうことをしたらどうですかというような私の質問だったんですけど、最終的です。それに対して、町長、町としてはどういうふうに考えているかなということで、もう1回ちょっといいですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今ご質問の考え方は全く一緒でございますので、今ある遊休資産あたりを利用しながら、公共の資産と個人の資産と他人の資産あたりもあります。他の公共団体もありますので、そこら辺を一緒になって考えていくようなことになろうかと思っております。例えば、3町でやるようなこともあると思います。仲介は行政が入らないと補助金がもらえませんが、やらないといけないなと思っております。7月ぐらいから公募でかかりますけども、内容が詳しくは流れて来ておりません。だから、福祉部分あたりはロードマップということで、既にお持ちになっている資料にたぶんあろうかと思うんです。そういうのが今掲げておりますので、是非やってみたいと思っております。研究してまいります。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

わかりました。私も事詳しくわかっていけませんので、次にいきます。

中学校の統合時期についてということで、町長のトーンが年々下がってきているのかなと思うんです。11月の広報で皆さん見てらっしゃると思うんですが、ここにも書いていますけど中学校の統合時期はいつが良いかと思っておりますかということで、6割が1、2年以内と。これをされているのが8

月で夏にされています。たぶん、皆さん6割の方は30年度、31年度にはして欲しいなということだと私は思っているんですよね。町長がおっしゃっているのが目途をつけるとおっしゃっているんですけど、自分の任期の内に。時期もあるかもしれませんが、目途というのが何か良くわからないんですよね、今まで聞いた中で。要するに、いつには統合しますよということを出さないと話が進まないんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

いつにするかということじゃなくて、まず意見を聞かないといけないんですよね。私なんかまだ、教育委員会は盛んにアンケートなんかをしていますけど、あんまり出て行っておられません。町政懇談会はずっと今一通り回ろうと思っております。それは、やっぱり聞かないと駄目ですから、何も聞かずにいきなり挙げるといはいけません。一応、町民の皆様方のご意見を聞いて、そしてと言いながらも31年5月までが任期ですので、それまでには目途をつけるというのは、いつぐらいに統合を決めて、そして、いつからしようというのを決めようということがそういう目途です。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

簡単と言うか、わかり易く言いますと任期の間に、31年4月までの間に統合しますよと。例えば、どこに統合しますよというのを決めるというのは間違いないですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

間違いないとか何とかではなくて、それを任期中に、例えば、何年頃まで統合しましょうと決めようかと思っております。後はまだいろんな意見を聞かないといけないです。場所の問題とか彼杵中、千綿中にするのか、どこか新たに造るのかとなりますと色々な考えをしなければなりません。そうなりますと、まだまだ時間を要します。例えば、31年4月以降の32年の4月1日とするのか、31年4月というのはたぶん無理と思います。決めてすぐというのは統合できませんので、少なくとも早くても。誰が町長になれるかわかりません。嫌と言われればどうにもならないんですけど、そういう中で私の考えとしては31年の4月までの内に決めて、そして、場所はどのようにするのかというのは次の町長あたりに付託をするようなことになれば一番良いかと思えます。場所もしっかり考えていかなければなりませんので、どうするかということで私が千綿中にします、彼杵中にしますということではできません。いろんな意見を聞きながら、新たに折衷案で何か変なことになりそうでございますけれども、そこは50年前の反省を踏まえてやっぱりやらなければならないという気持ちはしております。31年4月というのは、はっきり明言はできません、約束はできません。それまでに方針を決めるということではできるかと思えます。皆さんが後は議会で決めていただくわけですから、私がそこでいくら言ったって否決されればどうにもなりませんので、是非その折はよろしくお願いしたいと思っています。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

アンケートをせっかく夏に取られているんですよね。こう言ったら何ですけど、たぶん、今小学校の親なんかは、ああ進むんだなあと思っていると私は思うんですね。というか、私も要するに小学校の子どもとかを持っていらっしゃる方に友人とか知人とか結構います。そういう方からもいつになるとやろうかと、ですね。町長も任期中には目途をつけると言ってるよと。目途をつけるようになるとねというふうに思ってた方が結構いらっしゃるんですよね。それとか、例えば、特に大楠地区、音琴地区の方なんですけど自分達は中学校がなるとですね。以前、要するに中学校が先にして小学校って話、何年か前ですね。要するに、中学校もなるんだから自分達もいろいろ言わなくても彼杵小に統合しようという考えを持っていらっしゃる方、結構いらっしゃるんですよね。その方達は騙されたというふうに思ってた方が結構いらっしゃるんですよ。ですから、その方達は特に強いんですよ、気持ちも、早くして欲しいと。そういうのを考えたときにアンケート取られました。でも何だったんだろうというふうにはたぶんなるんじゃないかと思うんです。このアンケートをどういうふうに生かされるのかを、取ったのはたぶん教育委員会だと思うんですけど、教育委員会的にはどういうふうはこのアンケートを生かそうと思っているんですか。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

アンケートにつきましては保護者を対象に2回取っております。これについては、前回、平成24年、小学校・中学校の統合についての基本方針を打ち出しまして、小学校につきましては、保護者、地域に一定の理解をいただいて、平成28年に統合いたしました。中学校については、反対、あるいは慎重にもっと地域の意見を聞いて判断すべきじゃないかという意見もありまして、棚上げ状態になっておりました。そこで、数年経過しておりましたので、改めて現在の保護者の意向を調査したというところでございます。今後は、教育委員会として中学校統合に向けて、現在いろんな関係団体から推薦していただいた方との懇話会を開催いたしております。今後、また具体的な計画等についても、いろんな意見を聞きながら統合に向けての準備を進めていく上で、ある程度の合意形成の判断材料ということで、アンケート調査は見ていきたいと思っております。具体的に、どこかに提出してどうするというふうな資料ということで捉えているわけではございません。あくまでも保護者の意向を、アンケートという形で数値的に捉えたということでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

懇話会の中の方から聞いた話なんですけど、もう出てるんだから、こういうアンケート内容が、

もっとこれをもとにですね、もちろん地域の方の話しをしなければいけないんでしょうけど、これをもとに積極的に進めていくべきじゃないのかなということと、最終判断は町長ですよ。町長が、先ほど私言いましたけども、いつまでというのを言ってらっしゃらないみたいですので、話が進まないというようなことを懇話会の中の方がおっしゃったんですよ。町長がさっき一つ言われたのは、自分は統合はしますというところまでは決めるようにしますと。場所はどうでしょうかと、その後で決めますとなったときに、今まで場所で揉めたじゃないですけど、ならなかったような感じもありますよね。場所と要するにいつしますというのを決めて任期を終わってもらわないとですね。統合は決めました。今度、場所は次の町長さんはされるか分からないですけど、次の方がなったときに場所を、例えば彼杵中だったらやっぱりしない、千綿中だったらしないとなれば今までと全く同じではないかと思うんです。そこまで決めて、統合はもちろんですけど場所まで決めて、できれば31年4月が無理であれば、もう平成ではないと思いますけど32年の4月ですよ。何とか年の4月になるかとも思いますけど、それには絶対間に合わせますというような、そういうのを決めて任期を終わってもらわないと次に進まないと思うんですよ、変な話。私達、議会も同じですよ、その任期は。そこまで決めました。次、別の方となったときに、せっかく皆、皆か分かりませんがやりましようとなっているんですから、31年4月って大事じゃないかなと思うんです。場所まで決めて、できれば町長やってもらいたいと思うんですけど、いかかですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そういう場所まで決めて、期日までに決めてやりたいのはやまやまなんですけれども、教育委員会部局で全部今アンケートとか取っているでしょう。私、町長部局としては、まだあまり聞いてないですよ。町政懇談会を途中やっておりますので、一通り足早ではないですけども、3月末ぐらいまで急いで回ろうかと思っております。意見を聞いて。頭から合併ありきということをしてしまえば、また逆にそう思っておられます。中にはおっしゃるように、この前あるところに行きましたら、町長、逆にすると皆言ってるんだから何で早くしないのか、いつするのかという言い方をされます。もう合併ありきということではしておりますけれども、まだそこまで私ははっきり言うのではなくて、まず一通り私は回らないと、と思っております。そうすることによっては意見を聞かなければと思います。皆さん方も二元代表ですので、いろんなところに出て行って意見を聞いてください。もし早められれば、議会も早めろ、町の執行部も早めろというようになれば実現可能ですけれども、31年4月は無理です。場所まで決めるというのは無理です。物理的に無理です。やっぱり場所を決めるとなれば簡単にいきませんので、それはやっぱり3、4年ぐらい余裕を置かないと無理ですよ、場所まで決めるとなれば。場所を決めるということは新たに造るということでしょう。そこまでまだいきません。彼杵中なら彼杵中とか決めてしまえばいいんでしょうけれども、それすらまだ決まらないんですから、一応、とにかく子ども達が減って財政も落ちますので、まず統合をしましようと言うことを早急に決めたいなど。そして、その中で議案として上げるわけでございます。場所までしたいんですけど、間に合わなかったら、例えば仮に彼杵中学校とか千綿中学校のどちらかにしといて、そして何年まで造りますのでやっていくという方法が一番良いのかなと思っています。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

どんどんまたトーンが下がってきているように聞こえるんですけど、31 年 4 月は無理というのははっきり町長から聞きました。ただ、このアンケートも広報で出されたということは、要するに小学校、中学校の保護者は大方賛成だし、場所としても彼杵中なのか千綿中なのかというのも、ある程度ここに載っていますよね。ですので、どちらかに絶対してくださいと言いません。その中で町長も言われましたけど、個別の意見の中で一旦、例えば彼杵中学校に統合して、その後、彼杵中学校と千綿中学校ではないところに新しく建設したらどうかという意見もあるんですよね。とにかく早く統合してくださいと。ここに載っているということは、たぶん見てらっしゃると思うんですよね。教育長とかももちろんですね。この場合に、例えば彼杵中学校に一旦統合しました。そのときに校舎の改修がたぶん必要と思うんですよね。そのときに国から補助があると思いますけど、その後に新しい中学校を今の彼杵中、千綿中以外の所に建てました。それでも、またくるんでしょうか、そのときはこないんでしょうか、国からの補助というのは。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

補助事業のメニューには大規模改造というのがありますけれども、これには地震補強とか老朽対策の大規模改修、あるいは統合関連というのがあります。よっぽどの事情があれば別ですけども、先が見えてる段階で暫定的に彼杵中を統合校舎に使うという場合の補助はおそらく無理だろうと思います。一旦、彼杵中に統合関連で補助金が出たとすれば、その後の状況が変わって新設校がどうしてもやむを得ない事情で新設校を建設しなければならない特別な事情が発生し、それが国から認められれば新設校における補助も交付は可能とは考えられます。先ほども言いましたように、よほど特別な事情ですね。いわゆる災害で校舎が被災したとか、そういった事情がなければかなり厳しいというふうに思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

6 番議員、立山裕次君。

○6 番（立山裕次君）

今のお話からいくと、どちらかには出ますけど、その 2 つは出ないのではないかとということではありますが、ただいま町長がおっしゃられた中で、一旦どちらかに行ってその後という意見を言われましたよね。その案もあると思うんですよね。その場合で、とにかく統合というのを皆さん考えてらっしゃると思います。こういう意見を見ればですね。どちらでもいいですから統合してくださいと。もう本当、統合したくないというのは本当の少数意見かなと。それを切っていいですよというのはいませんが、統合をするのはまず大事だと思います。場所もその後変えて構わない

と思うんですね、子ども達のために。例えば、彼杵中学校、千綿中学校どちらか分かりませんが、行って、当然マイクロバスとかはどっちにしても必要ですので、使います。できる限り、要するに補修をしなくてもいいところに一旦統合して、それから今町長が言われたとおりそのままが良いのか、例えば別に造ったほうが良いのかという話をしても良いのではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そういう考え方で場所をどうするのかということが決められれば一番良いんですけども、そこら辺をするにあたっては皆の意見を聞かないといけないからですね。要するに、町長部局ではなくて教育部局は合併することは OK と。町政懇談会で回ったら場所も決めてない、それから跡地活用も決めてないとそこまですっと突っ込んで言われるもんですから、まず、とにかく合併しないといけないということが、皆が盛り上がるのが一番大事ですので、そこをやっぱり確認をしたいんですよ。そこが議会も二元代表ですから議会も回られて、もうとにかくやろうと言って皆まとまっているとなれば、そこでいつでも今年の3月でも来年の3月でも上げて良いわけですよ。だから、是非、議員さん達も回ってもらって、我々も今度回りますので盛り上げていけば31年4月の統合というのは無理かも分かりませんが、それまでに決定はできると思います。だから、そこら辺をお互いに協力してやっていけば私は良いかなと思っています。よろしくお願いします。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

そしたら、町政懇談会が一つの、町長がおっしゃる中では話を聞く場、地域の方がと思うんです。今ずっと区長さん通じて、たぶんしましようと言うことでされていると思うんですけども、今のところ何地区するような形をわかりますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今区長さんをお願いしてやっておりますので、年末までに5か所ぐらいですかね、年明けてからまた来ますので2、3か所、今上がっていますので、どんどん詰まっています。そこをしないと、なかなか、どうせするとでしようという意見ぐらいはあるんですが、反対意見あたりどんどん聞きたいんですけどね。もう今行ったら、アンケートもらって何で町長は早くすると言わないのかというのがほとんどの意見です。言われます。それは、そういう意思表示をしてくれれば良いんですけども、他の人は無関心で、あれですよ、説明会したって教育委員会に来られないんですよ。アンケートはしたんだけど、何かすれば賛成が80%やったのに、何人来たかと言えば10%しか来てないのが賛成ということですよ。それじゃいけないというわけですよ。いっぱい来て、少なくとも50%ぐらい参加しないと、ということで出席を上げてくれということで分母をしないと、と言っているんですよ。だから、非常に不安です、はっきり言わせて。だから、私は直接行って、たぶん年配の層の意見を聞きますけれども、婦人会なんか聞いたら反対意見が出ます。そういういろん

な組織の段階で意見を聞きながら、そして来たるときにぴたっと決断しないといけないですから、そのときによろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

町長の言われることもわからないわけではないです。例えば、選挙でもそうですけど、80%の投票率と40、30%の投票率があると思うんですよね。80で当選した人と30で当選した人が違うかと言えれば一緒ですよ。ですから、来た人が、結局この人が良いと決めましたということで別に問題ないと思うんですよ。来なかった人は任せますよということだと私は思います。そこを町長はそういうことでやりましょうと。やっぱりちょっと強気で言ってもらわないと何かこう、2年前ぐらいの話だと思いますけど、言葉悪いですよね、殺されてもやるぞということをつぶ言われたんですよ。言われたんですよ、にしてはちょっとどンドン、どンドンですね。周りから聞く話からいったら、いつなると、いつなるということで、ですね。見えないなというのは出てきまして、ある程度時期を、わざとこう書いたんですけど、設定をしないと。要するに教育委員会にしても何年何月までにどこまでの答えを出さないといけないというのをしてないと、後が決まってなくて、ずっといつでも良いとだもんねと、もし思われたら困りますよね。ですので、ここまでで決めるからここまでは、ここまでの答えを出してくださいとですね。していかないと進まないと思いますので、今後町長もそういうPDCAではないですけど決めて、期間決めて教育委員会と積極的に話をしながら、町政懇談会ではできれば反対の方がいらっしゃったら上手に賛成の方に話を向けるようにしていただければ良いかなと思います。そういうことを要望しまして、私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

回答にならんやっただすけれども、やはり議会の中で一般質問で私が何月までしますというのは、それは非常に厳しいんですよ。まず、町民の方に一通り回ろうと思っております。決意はしないといけないという必要性は充分、死んでもやらないといけないかなという気持ちは変わっておりません。それはやらないといけないのです。やらないといけないんですけれども、やっぱり一通りぐらい回って意見を聞かないと、ほとんど教育委員会任せで私は行っておりません。ですから、もっとやかましく意見を受けないと、と思います。それを受けて、そして来たるときにやっぱり決断をしないといけないかなと思っております。上手くいけば一番良いわけですけれども、そういう気持ちでおります。よろしくお願ひします。

○議長（後城一雄君）

以上で6番議員、立山裕次君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。再開を15時10分といたします。

暫時休憩（午後 2時 57分）

再 開（午後 3時 8分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

次に5番議員、口木俊二君の質問を許します。

○5番（口木俊二君）

先に通告していました2項目について質問をしたいと思います。1項目は、川棚港小音琴海岸の飛沫「しぶき」対策についてであります。平成24年8月6日に漁民一同から離岸堤事業の白紙撤回を受けてから早5年以上がたちましたが、今やっと前へ進み始めたところであります。

1つ、その間行政として一度も漁民の方とは話し合いをされなかったのか。そして、話し合いをしないといけないとは思わなかったのかを伺いをいたします。

2つ目、平成27年6月2日に電話で、5月の小音琴地区会合で小音琴海岸風潮対策に1人で反対していると吹聴されている。事業に反対したのは1人ではなく漁民の総意であると言われていました。町から漁民への事前説明がなかったとされていますが、本当なのか伺います。

3つ目、今年10月5日に産業建設文教常任委員会で県の担当部署に郡選出の県会議員の方と陳情をしてきましたが、町として今後、30年度着工に向けてどのような進め方をしてもらえるのかを伺いたいと思います。

2項目に、幼稚園や保育園も含め、町内の小中学校の防犯対策についてであります。10月初旬頃、認定こども園に幼児部がありますが、刃物を持った青年が園内に入って来たとき小学校の保護者の方からお聞きをいたしました。その保護者の方は、今後の対処はどうされるのかと学校の方にその旨を話されていたようですけれども、学校側から何の連絡もないということで心配をされてきました。教育委員会として、その件でどこまで把握をされているのか、また、どのような対処をされたのか、そして今後、各学校に対してどのような指導をされていかれるのか伺います。以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

口木議員のご質問にお答えいたします。まず1点目の、行政として一度も漁民の方と話し合いをされなかったか。そして、話し合いをしないといけないとは思わなかったのか。これは、やっております、話しております。たぶん議事録をお持ちだと思いますけれども、25年の7月31日に漁業者と県の担当課長、あるいは町の担当とかで説明をしております。それから、同じく9月6日にも話し合いをいたしております。それと、26年1月15日にも漁業者の方とも話しをいたしております。全くしてないということではないです。何でしなかったではなくて、しております。ただ、これは1枚の葉書で変なことになったわけです。その話の中で、一定の理解を漁民の方もされて問題なければ、そういう1人だけの反対で止めるというわけにはいきませんので、そういう方向で検討していきましようかということで漁協とも話しをしておりました。ところが、いきなり白紙撤回ということで東彼支部長以下、全面的に駄目ということで言われたものですから、それは白紙撤回と言われれば漁協が白紙撤回ならできません、はっきり言いまして。一部の人の反対ならあれなんですけれども、漁協が白紙撤回と言われれば、それはできませんよ。そういうことで、回数は少なかった

かと思っております。

それから、2点目の6月2日の電話でいうのは、これは町が言ったことではなくて漁業者の方が電話をされたときの漁業者の方の話です。町は何もこうこう言っておりません。町は事前説明会をしております。そして、船も出してもらって測量調査も入って円満にいておりました。いわゆる、最初、私も注意しまして、船も場所も全部漁民の方に協力してくれということで、全部、漁協にお願いして、すんなり進めてもらおうということでやっておりました。そこに葉書が来たんです。それで、最終的には白紙撤回ということでどうにもならなかったです。電話が小音琴郷で集会のときに、その人が自分が1人反対しているというのが吹聴されていると。それで、事業に反対したのは私だけではないと。漁民の総意で反対したとよということを言われまして、そして、町から漁民への事前説明がなかったことを確認したいというのは、漁民の方が言われているんですよ。町が言ったわけではないんですよ。それは、全く勘違いでございます。

それから、10月5日の産業建設文教常任委員会が県の担当部署に行かれたということでございませぬけれども、町として今後どのような進め方をされるのかでございませぬ。これは、慎重にしなければなりません。これはまず、大村湾漁協の理事会という手続きを得ないと、公有水面を扱うわけですから勝手にできないんですよ。もしこれで反対されたらできません、はっきり言いまして。ですから、慎重を期して自治会の同意をとる。あるいは、漁協の東彼支部も取りました。そして、明後日、正式に大村湾漁協の方に同意のお願いに行きます。そこで、理事会に諮ってもらって、それで同意が取れたなら正式に県知事のところに要望に行こうということで、今段取りをしています。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

口木議員の質問にお答えをいたします。町内の各小中学校などの防犯対策についてということでございます。10月初旬頃、保育園に刃物を持参した青年が園内に入って来たというふうなことであります。これは新聞などによりますと、9月の28日午後4時50分頃、平似田郷のこども園に男が侵入したと。男性職員が男のバッグの中に包丁があるのに気付き、相手を興奮させないよう話をしたりしながら、相手にわからないよう警察に通報し、駆けつけた川棚署員が銃刀法違反容疑で現行犯逮捕したと。逮捕されたのは郡内に住む無職の22歳の男で、同園の卒園生という。包丁は刃渡り21センチ、事件同時複数の園児が敷地内の建物にいたが、けが人などはなかったという事件であります。これにつきましては、当日午後5時すぎ、こども園から電話で教育委員会も連絡を受け、こども園に包丁を持った男が侵入し逮捕されたということを知り、町内の校長会長を通じて、すぐに各学校に連絡をいたしました。逮捕者が町内の若者であったりしたので、名前などは公表しないこと。そして、下校前の児童生徒には集団で下校することや、不審者対応訓練の実施などをお願いしたところでございます。事件の概要については、翌日の新聞報道やこども園から保護者向けに配布された文書等により確認をいたしました。各学校に対しましては、子ども達の安全を第一に考え、職員会議などでの事件の概要の共有、危機管理マニュアルの再確認、不審者進入対応訓練の実施、下校時の安全確保、防犯ブザーの携帯とか集団での下校などを指示いたしましたところです。各学校では、翌日の職員朝会で新聞報道などを引用しながら全職員に通知し、不審者進入対応マニ

ユアルの再確認とか、あるいは、個々の役割の確認、さすまたと言いまして、そういう防御のための道具があるんですが、その所在の確認、全校集会を開いて知らない人などを見かけたらすぐに先生方に連絡することなどを指導していただきました。また、校長会においては、特に、当該こども園が日頃から不審者対応の防災訓練を定期的に細やかに実施しておられたことが大事に至らなかった大きな理由であったことを確認をいたしまして、火災、交通事故、地震等を含め訓練の日常化を確認したところでございます。

議員からのお話によりますと、保護者の方が学校の方にその旨を話されたようですけれども、答えが返ってこないというふうなことでございました。これは、この事件が新聞報道等なされてから、若干、日にちがたってからのことであったので、改めてご連絡をする必要はないかなど。情報提供というふうにとって、特別にその方に折り返し電話をするということにはなかったようでございます。私の方、教育委員会の方では、その方を含めて個人的に何らかの連絡を受けた場合には、必ず回答するようにしてくださいねというふうなお話をいたしているところでございます。ただ、今回の件につきまして、各学校では特別にこの件に特化しての通知と言いましょうか、そういうものはお知らせなどは配布をしてないようです。それは、こども園や逮捕者が特定される可能性が大きいこと。また、事実誤認などによってこども園や該当者に迷惑をかける可能性があること。そして、事件は新聞報道などがなされ解決済みであること。こども園からその保護者向けに報告文、通知文が配布されていることなどから、この事件に関して各学校の保護者向けの通知などを行っていないというふうなことでございます。ですが、不審者進入対応訓練などをその後実施したり、あるいはもろもろの注意事項の中では登下校時の安全指導の通知などで、平成 13 年の大阪教育大学附属の池田小学校の事例などを挙げながら不審者対応訓練に備えて、このような訓練をいたしますというふうな通知などがなされているようでございます。以上です。これで、登壇しての回答を終わります。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

始めに、平成 16 年 7 月 9 日に小音琴海岸の頻発する潮害対策ということで、陳情書が初めて挙げたようにこの資料には書いてあります。それからずっと経過をいたしまして、先ほど町長が申されましたけれども、1 枚の葉書で頓挫をしてしまったということで私も聞いております。それまでの経緯というのは私もわかりませんが、27 年にここにお世話になるようになってから話を聞いた次第でございます。先ほど町長も申しましたけれども、ちょっと漁民と地元の方との話し合いが少なかったのかなということをお話をされました。担当部署、課長でも係長でも構わないんですけれども、それは町長の方からは行けとか話をして来いとか、そういった言葉では言われなかったのか伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは担当課長に、たまには顔出しをせろとかということで、たぶん個人的に行っていると思います。集団でなくて漁協の役員さんとか。私なんかは反対された方のところに、何回か暮れには必ず行っておりました。なんとかお願いできないかということはおっしゃっていました。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

課長も替わられるんで、その都度にやっぱり町長から替わったときに行って話をしろと言って欲しかったと私は思っております。それで、やっぱり回数が言われるように少なかったのかなと思っております。今の課長は何回か伺われたことはあるんですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（山口大二郎君）

今年の7月から赴任をしております建設課長でございます。地元の方からも説明会の要望とかございまして、その都度説明会の会合の方を依頼を受けてからの説明をしました。それとその後、所管である県北の漁港管理課との話を詰めまして、その連絡を地元の方にも連絡をしまして、その内容についての説明を加えて説明をしております。以上です。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

そのときの組合員に対してどのように県との話し合いをされたのか、お聞きしても良いですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今の山口課長は7月からですから、ほぼ固まり加減ですから行っておりませんが、後は行くとなれば前の課長は下野課長でしたかね、岡木君やったやろう。あのですね、これは係が機構改革でたぶん産業振興課が担当をした時代から替わっております。二人とも課長も係長も辞めていまして、それは私から聞いてたまには行けということで指示をしておりました。行っております。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

地元の方に聞いたらあんまりちょっと来られてないような話を聞きました。全然ではないですけども、やっぱり誠意と言いますか、気持ちと言いますか、そういうところを見せていただいたら良かったのではないかなと思っております。

それと、10月5日に要望に行きましたけれども、これからたぶん話が進んでいくのではないかなと思っております。30年度、担当課長さんによりますと、30年度にということで話を伺いましたけれども、30年度の着工に向けて話が進んで行ければ良いかなと思っております。県だけではたぶん進まないと思いますので、町の行政の方の加勢もしていただければいけないかなと思っております。

ます。今後、着工に向けての何と言いますか、町としてのお考えをお聞かせいただければなと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほど申しましたとおり、明後日漁協に行きますので、その後議長にもお願いをしながら、他の案件もありますので、一緒に知事の方に併せて陳情に参ろうと思っております。

○議長（後城一雄君）

5番議員、口木俊二君。

○5番（口木俊二君）

良い方に進むようお願いをしたいと思います。

そして、次に進みたいと思います。認定こども園の幼児部に刃物を持った男性が入ってきたということで、私も話しを伺いに行った日に、当日に刃物を持った男性が入ってきたときに、ちょうど認定こども園では避難訓練、防犯等を含めて訓練をしていたというところに、たまたま実際に起こったということで保育士の方もびっくりされておられました。園長先生が優れているのか素晴らしい方かわかりませんが、ちゃんと対応をいただいたということで、子どももおり、保護者もそのときは数名程度いらしたということでお話を伺いました。そういった訓練の指導とか、学校、幼稚園とは違うと思いますけれども、教育委員会の方でもそういった指導はなされているのか、伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

防災訓練、避難訓練等を含めてですが、大体すべての学校におきまして、4校でございますけれども、一番多いのが、1学期に火災避難訓練。2学期に地震あるいは津波避難訓練。3学期が防犯、声かけ事案とか不審者への対応訓練。これは警察署からの講師などをお招きしての訓練が多いようでございます。こういう形で、それぞれの学校で、学期に1回は何らかの形での避難、防災等の訓練をやっているというふうなことで、行事の中にきちんと入れ込んであるようでございます。そして、各学校では不審者進入に関わらず防災のためのマニュアルをきちっと作って、それを毎年見直しをしながら実践的なマニュアルになるように展開をしていってほしいというふうなお話をしているところでございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

5番議員、口木俊二君。

○5番（口木俊二君）

彼杵小学校では東日本大震災後になんかマニュアルを作成したようにお聞きしましたがけれども、東彼杵町内の各学校では、彼杵小学校が一番死角になっている面積が一番広いんですね。職員室はグラウンドの方だけしか見えていないということで、心配をされておりました。小学校の方では登校時は全出入り口を開放すると。それと、授業中は表玄関の一方所だけ開放して、後は施錠をすると伺いました。死角に対して何ら教育委員会の方で、ここはこうだからこうなさいということは、

小学校には指導はされていないんですかね。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

彼杵小学校で確認をしている点につきましては、不審者進入対応訓練が10月に実施される予定であったと、実施されているということ。そして、今議員からもございましたように、朝8時以降の校舎内への出入りは正面玄関1か所に限定して、他は施錠をしていると。運動場入り口は開放しているけれども、運動場入り口のところは職員室のすぐ近くにあるため、常に監視ができていているというふうに聞いているところでございます。取り立てて、そういうことですねということで実地視察まではいたしておりませんが、学校からはそのように連絡を受けております。以上です。

○議長（後城一雄君）

5番議員、口木俊二君。

○5番（口木俊二君）

そしたら彼杵小学校は先ほども言いましたけれども、ほとんど死角になっているんですよ。見えないんですよ。だから、グラウンドから来たときは不審者対策はすぐできると思います。玄関、体育館の裏通りと言いますか、町道のあるところら辺はほとんど死角になっていて見えないんですよ。そういったところの改革というところは、今のところ考えてはおられないんですかね。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

ただいまの件につきましては、実際に学校の方に尋ねまして、訪問いたしまして確認をいたしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

5番議員、口木俊二君。

○5番（口木俊二君）

小学校も中学校も、さすまたは全部各クラスに置いてあると伺いましたけれども、やっぱりそれを使って教職員の方は訓練をされているのか、1回も触ったことがないという教職員もおられるのか伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

東彼杵町の各学校は平成24年と25年に文科省の防災訓練の指定校を受けて、そして実地訓練等を発表会までいたしております。その中で文科省の経費の中で、さすまた等防犯器具を購入をさせていただいております。そこで、第1回目にこれはこういうふうにするよというのを警察の方から指導を受けております。そして、各年に防災訓練を行う折にはさすまたを使って、全員ではありませんけれども、代表が交代で実際に不審者になった、これ警察官の方が多いんですけども、その人を取り押さえる。例えば、脇の下を突き上げるような形で押してくださいというふうな訓練を受けているところです。以上です。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

そしたら、役場とか総合会館辺りの教育委員会とかには、そういった器具は設置をしていないんですかね。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

役場の施設の中には、さすまたは1つ置いています。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

総合会館の中には、さすまたは設置したしておりません。以上です。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

そしたら、今後も設置は考えていないということによろしいですかね。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

基本的には総合会館におきましては、貸館業務で不特定多数の方がいろんな形態で利用をされますので、避難訓練等につきましては、主に火災発生あるいは地震時を想定しての避難誘導を主にやっております。不審者に対する訓練というのは、これまでに実施をいたしておりませんので、警察等にも相談をしながら必要であれば設置について検討いたしたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

5 番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

千綿小学校の方に伺いましたら、マニュアルは前からあるということでお話を伺いました。あの事件があってからは避難訓練、防犯対策訓練はしていないとの話をされました。教育長は訓練をしてほしいと言われていたんですよね、その事件があった後には。

○議長（後城一雄君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

今まで実施したかどうかの確認をいたしまして、実施していないところには3学期までの間には是非実施してほしいというふうなことでございます。千綿小学校におきましては、1学期に交通安全指導を行い、2学期に火災。そして、3学期にだいたい毎年、不審者への対応とか、あるいは声かけ事案などの対応をしておりましたので、3学期にあるものというふうに確認をいたしておりました。以上です。

○議長（後城一雄君）

5番議員、口木俊二君。

○5 番（口木俊二君）

以上で質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

以上で5番議員、口木俊二君の質問を終わります。

次に7番議員、浪瀬真吾君の質問を許します。7番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

私は、先に通告しておりました次の点についてお伺いをいたします。1点でございます。そのぎ茶の更なる銘柄確立と振興策についてということでございます。先月、11月11日から12日に開催された第71回全国お茶まつり長崎大会（全国茶品評会の式典）で、8部門の中の1つである蒸し製玉緑茶部門（出品点数135）で、1等1席農林水産大臣賞に中尾の尾上和彦氏、産地賞に東彼杵町、更に第34回全国茶生産青年茶審査技術競技会で1位の農林水産大臣賞を大場真吾氏が受賞され、トリプル受賞という素晴らしい結果を残し、名実ともに日本一に輝かれました。このほか1等2席の太ノ原の大山良貴氏が農林水産省生産局長賞、5席の太ノ原の山口亨平氏が全国茶生産団体連合会長賞、6席の中尾の中山雄太氏と8席の一寸石の有限会社茶友、松尾政敏氏が全国茶商工業協同組合連合会理事長賞の荣誉に輝かれました。更には、2等に4名、3等に8名の方々が入賞されました。また、全国お茶まつりとは別に、今月上旬に行われました一般消費者のティスティングなどで審査する日本茶アワード2017年の蒸し製玉緑茶の部門で最高賞の日本茶大賞農林水産大臣賞を当町の有限会社岡田商会、岡田金助氏が受賞され、このほか町内の3商社の方々が入賞されました。今年はお茶の部門で4冠を達成したことになり、これまでにない偉業だと思います。全国にそのぎ茶のPRをする絶好の機会になったことではないかと思えます。この点について誠におめでとうございます。全国お茶まつりについては、生産者を始めとする日頃の肥培管理などの努力と共に、また、関係機関の協力、指導、助言、更には、永年に亘りそのぎ茶の振興に携わってこられた方々の賜物であると思えます。今回の受賞は町民の誇りであり、一同に大変喜んでいらっしゃると思います。この大会に向けては、茶業関係者の意気込みと同時に、手摘みなど多くの町民の方々のサポーター

による協力と、昨年約 3000 万円の町単独予算の補助金で大楠に製茶工場を建設されたのも奏功したのではないかと思います。

しかしながら、近年全体的な茶の平均価格は低迷し、非常に厳しい状況となってきています。今回の受賞を基に、そのぎ茶の PR と銘柄確立・販路拡大を図る絶好のチャンスと考えますが、町長のそのぎ茶の更なる振興策を伺います。登壇での質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

浪瀬議員の質問にお答えをいたします。まず、先ほど議員がおっしゃったとおり、本当に今年は素晴らしい 4 冠を達成することができました。このような機会を活用した今後の振興策でございます。まずは次年度の対策に向けまして、再度、農林水産大臣賞の受賞、又は産地賞の連覇に向けて、茶品評会出品対策として茶生産農家への支援策を講じることが必要と考えております。具体的には昨年と同様に、品評会対策の前提条件といたしまして、手摘みによる茶摘採を実施する必要がありますので、手摘み協力ボランティア等の輸送用のマイクロバスの借り上げとか、仮設トイレの環境整備とかの経費に助成支援が必要と考えております。また、手摘み協力ボランティア等の確保に対する募集サポート支援も必要と思われまます。

続いて、そのぎ茶の銘柄確立と販路拡大に向けてでございます。今回の全国お茶まつり長崎大会での取り組みとこの成果には、茶農家はもちろんでございますが、全国茶品評会の入札販売会での最高値落札など茶商関係者との連携も功を奏した結果となりました。今後は茶生産農家のみならず茶商関係者を含めて、これまでの PR 事業とは変えて、全く新しいシステムと戦略による銘柄確立と販路拡大の事業展開を目指していきたいと思っております。具体的には、日本一のそのぎ茶として緑茶の主流であります煎茶ですね、東彼杵町の場合は玉緑茶ですけれども、それ以外のお茶は煎茶という細いお茶でございます。これとの差別化をまず図らなければなりません。そして、蒸し製玉緑茶の特長を生かして県外の方、いわゆるコアな方と言いますか、そういうお茶を宣伝しても効果があるような方。そういう絞ってですね、あるいは緑茶愛好者とかいうことでバイヤーの皆さんとか、そういうバイヤーなどの開拓とか、拡大に向けた事業を展開して、茶生産農家あるいは茶商関係との積極的な取り組みを支援してまいりたいと思っております。

まずは、12 月の 2、3 ということで、東京の有楽町で全国町村会主催で町イチ！村イチ！2017 と開催をされました。本町からは西海園の二瀬さんが出品をされておりましたけれども、私も初日に、12 月 2 日に販売活動にお茶を販売いたしました。そのときの感じを述べますと、まず東彼杵町と読めません。もちろん彼杵も読めません。長崎にお茶があるんですかという質問をされます。それと、蒸し製玉緑茶と言っても何のことかわかりません。日本一と言っても何のことかわかりません。

3 番ですね、東京渋谷のヒカリエで 2014 年から日本一をとっているお茶と言えば多くの方が振り向かれます。えーっと言われます。驚かれます。そして、飲んでいただければ正に今までに飲んだことがない本当に美味しいということで、どこで買えるのかということと言われます。大盛況でした。ここら辺を踏まえて何をしなければならぬかということを考えております。

それで、これは今、八女市がございましたけれども、ここは東彼杵町の 4 冠どころではございません。14 年連続日本一で八女本玉露というお茶を、玉露です。1 か月前ぐらいからお茶の上に覆いを

しまして、光を遮ってするお茶でございます。これは非常に高いお茶です。味は彼杵の玉緑茶とあまり変わりません、どっちかと言いますと。そういうお茶です。しかし、認知度が非常に低いと。八女市の方はどうすれば良いかということで悩んでおられます。

今回、国の地方創生事業でアメリカに進出をされて、今大きな話題を呼んでおりますけれども、そののやっぱり考え方というのを私は踏襲しないといけないかなと思っております。まずはどういうふうにブランディングを構築するか。ブランディングというのは、要するに消費者にとって価値のあるブランドを構築するために、どういう活動をすればいいのかというのを考えなければなりません。その手前で、お茶のそのぎ茶の、さっき言いました玉緑茶との差別化を図らなければなりません。そのぎ茶と言ってもぴんからきりですので、そうなりますと本当に美味しいお茶、少し中ぐらい、あるいはあまり良くないというお茶、そこら辺の整理をしなければなりません。そして、品種を統一しなければなりません。品種が、今回全国茶品評会ではやぶきたという品種あたりが賞を取ったわけでございます。中には早生品種のあさ露というのがあるんですけれども、日本茶アワードでは一ツ石の茶友さん、あるいは西海園さん、今度岡田商会取ってますけれども、やぶきたは全然使っていません。これは何を意味するかと言いますと、早生品種の新しい品種を今使っているからこういう賞が取れております。

これは消費者がびっくりします。ですから、ここら辺は今から振興策で宮崎辺りも盛んに頑張っております。東彼杵町もこのいわゆる早生品種みたいなのを作っているそうでございます。後2、3年ぐらいたら成園がぐーんと上がってくるそうでございます。これは何とかいけるということで、それに続くお茶も茶業市場辺りで研究をしながら、息の長いお茶作りを目指していこうと考えております。ブランディングですけれども、そういう一定の整理をしながらどうすれば良いかということでございますけれども、彼杵茶を宣言しなければならぬと思っております。宣言というのは、そのぎ茶をどういうふうにしたいのかということ宣言をしようと思っております。例えば、日本一にして国民飲料にしますよということになります。そうなりますと、本当にそのぎ茶というのは玉緑茶ですけれども、玉緑茶というのは意味がわからないわけですから、玉緑茶のことをどう宣言していくのか。そして、何をどう伝えて誰に買ってもらうのかとしないといけません。このブランディングというのは、非常に難しゅうございます。今までどおり、そのぎ茶ですよと一煎茶パックで配るといというのは、こういうことをしても一緒です。正にそう思いました。ばら撒きになります。ですから、やっぱりターゲットを絞って誰に売るかということでございます。それと、情報社会ですので、幸いにして光もできました。今までは1人が発信をして1対Nで、1人が発信するぐらいが、そのぎ茶の魅力ぐらいはできませんでしたが、今からはフェイスブックとかラインとかあります。1人がNで、N対Nになります。1人が発信すれば、その人がまたバーと発信しますし、その方もまた発信します。そういうSNSを使いながらどこまで宣伝をしていくか。そのためには、このお茶ですよ、ということで整理をしながらしなければなりません。非常に難しゅうございます。そういう取り組みをしていこうと思っております。

したがいまして、ただのばら撒きではいけませんので、お茶も高くして生産量の少ないお茶です。これを誰にでも、東彼杵町の人がそのぎ茶で日本一になりましたと良いんですけれども、その中のやっぱり仕分けをしなければなりません。例えば、アワードの場合はラベルを金のラベルを貼ってしていますので、そういう認証みたいなことをしてやって、差別化をしていくのが一番良いかなと

思っております。それと、後メディアですね、メディアにいかにして活用して、マスコミに取り上げてもらうかということで考えております。特に今 NBC とか KTN あたりを見てもらえばわかりますけれども、NBC は最初から特集で組んでくれました。出品する前から。それで、たぶん今度また特集で組んでくれるそうですけれども、玉緑茶という魅力をやっぱりどう発信するかということで、今番組で作ってもらおうかと思っております。それと、それは TBS 系の放送で、全国放送に繋がっていきますので、是非活用したいと。それと、残念なのは NHK が 1 回も来たことがありません。ここで私がやかましく言えば角が立ちます。是非、公共料金を払っておりますので、NHK になんとか九州版、あるいは全国版にいけるような番組編成を、是非、お願いできないかなと考えております。

それと、後プロの、例えば、料理人とかを集めて、そして味わってもらって発信をしてもらう。そういうことが大事かと思っております。影響力になる人、これは飲むだけではなくて現場に来ていただいて、こういう茶畑でこういうお茶ですよということを、やっぱり見せなければなりません。これは、今、東京の日比谷公園の松本楼という所があります。ここで今、茶友さんのお茶を 5、6 年前に宣伝して売っております。そして今、盛んにパンの中に入れて大流行になっております。そこで、松本楼に行って 1 週間後にはシェフが来ました。松尾さんの茶畑を見せてくれということで来ました。本当に素晴らしい茶園ということで帰りました。やっぱり現場に来ていただいて見てもらう、こういう著名人あたりを使う方法が本当に美味しいお茶になるかと思っております。したがって、お茶のソムリエさんあたりもいらっしゃいますので、そういう方の力を借りて、本当に玉露に似たお茶でございます。皆さん方も議員さんも、是非、本物の優勝したお茶を飲んでもらえれば玉露みたいにあります。是非、松尾さん、あるいは西海園、岡田商会でそういうのをセットしてもらって、町民の方にまず飲んでもらって、本当にこういうお茶が一番最高ですよということをやっぱりしていれば一番良いかなと思っております。そういうことで、今回の補正予算で上げております。

まず、県外向けには日本経済新聞に、日経スタイルということで日曜特集版があります。ここは非常に安くございます。全国版です。本当は東京とか大阪とか福岡とかに絞って発信をしようと考えておりましたけれども、それをするよりも全国にした方が金が安いということで、その日経の方に、予算的には 170 万円ぐらいかけております。これ 1 回限りです。全国版でございますので、非常に効果はあると思っております。要するに、これはターゲットは小売店とか企業家の方です。そういうお茶を教えなければなりませんので、そういう広告掲載をするように考えております。

それと、インターネットのヤフーのメニュー画面がございます。その右のところに四角の画面がありますけれども、ここに一度、SL のあれをしたときに載りました。ああいう感じでしばらく載せまして、そして認知度を図ろうということで考えております。これも 140 万円ぐらいかかるかと思っております。

それと、これはマスメディアでございますけれども、ワインにして、ワインボトルにお茶を入れて作ろうかと思っております。これは、中国とか韓国とかに出しておりますので、1 本最低 5000 円ぐらいします。今回は 50 万円ぐらいかけて作ります。今もうお茶がございませんので、今あるお茶で作ってみてどういうことになるのか。それで、販路を試してみようということで、これを作って、東京とか福岡とかのシェフの方辺りに飲んでいただくということで、今、試験的に、これも 54 万円ぐらいかけてやろうかと思っております。

そして、後は空港の利用者に、長崎空港、特に JAL の方でも非常に協力的にやりたいということ
で言っておられますので考えております。

それと、後は記念ポスターですね。これは芸能人も入れてやりたいんです。例えば、仲里依紗さ
んあたりいらっしゃいますけれども、この方あたりができれば一番良いんですけれども、とても、
今 250 万円の予算を計上しております。無理かもわかりませんが、こういう方にちょっとア
タックをしてどうかと考えております。それと、できなかつたら香田勲男選手あたりも阪神タイ
ガーズで今度お出でになりますので、是非、その辺の阪神タイガーズの許可があれば何とか著名人
になっていただくのも手かなと思っております。

それから、もちろんリーフレットとかは更新をしなければならぬと思っておりますので、20
万円程度上げております。

それと、そのぎ茶の法被が 30 年経ちましたので非常に色が褪めておりますので、今回の日本一
をきっかけに法被あたりも作ろうと思っております。そういうことで、とりあえずはそういうこと
を 3 月まではしなければならぬと思っております。

今から先は日本一と、それから世界に発信するようなお茶作りということで、今までの、例えば
看板を作ろうかと考えておりましたけれども、もうそういうことはしません。例えば、大村境、川
棚境、坂本境に日本一という看板を建てようとして最初思っておりましたけれども、それはもう時代遅
れです。ですから、変えていかないとイケませんから、ネットでやる方がはるかに安くて効果があ
りますので、そっちの方が良いかと思っております。

それと、子ども達が明後日、16 日ですか、いわゆる LED で総合会館の壁に日本一のイルミネー
ションをしてくれます。それも利用しながら、その壁にそのぎ茶の日本一と書けたら、今高速に書い
ておりますけれども、ああいうのをロゴを入れてそこで発信すれば、それで町内に来る方はわかる
かなと思っておりますので、そういうことを今考えております。

それと、大胆な話ですけども、できたらこの 1 年間くらいは東京に職員を 1 名派遣をして、そ
して、そういう差別化ができたなら補助あたりも町村会あたりから来ます。そんなのができないかな
ということで、1 年間の計画に向けて、今まだ職員も一生懸命案を作っておりますけれども、そう
いうことの事業展開を図っていけば良いかなと。

しかし、なかなか先ほど申しました八女が 14 年間日本一を取っても認知度が低いということで
ございます。いかにすれば日本一に、本当の真の日本一になって国民飲料になるかと考えておりま
すので、議員の皆様方の知恵を借りながら推進をしてまいろうと思っております。登壇での説明を
以上で終わります。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

今回、本当にこの日本一というのは、先ほどから言いますようにめったにないというか初めてで
すので、これをやっぱり絶好の機会と捉えてですね、大いにそのぎ茶の知名度アップを図らなけれ
ばならないということは言うまでもありません。

今回、この受賞に、まず確認のためにお聞きしたいと思います。今回、受賞になられた皆さん方
を始めとして関係各機関と取り組まれた茶業品評会に対する準備とかいつぐらいからかかれて、

先ほども言いましたように大楠にも製茶工場を建設されましたが、そういった各関係者との協議等はいつぐらいから始められて段階的にどういうふうやってきたということ、お知らせをお願いしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

品評対策につきましては、永年取り組んでいるところでございます。今回の全国茶品評会に向けましては、特別にいろいろな関係機関との協議を図り進めてきたところでございます。取り掛かりとしましては、平成 27 度から対策を始めてきております。大きなものとしては、品評会の製造が行うことができる研修工場の建設が一番大きなものでございます。その他に、やはり品評会の対策としては茶園造りが基礎となります。その茶園造りに向けた茶農家の研修会。また、研修後に対して、やはりそれをより効果があるものということで肥料購入費等への助成、支援等も行っております。そして、またその品質を確保する目的で簡易棚掛けと言いまして、通常、緑色を上げるために被覆材を掛けますが、それを従来であれば直接掛けますけども、やはり近年の春先の強風により葉ずれと言って、葉が擦れて品質低下になります。その対策としまして棚を作ると。その棚の上にダンポール、その上に被覆をするというような措置への支援も行っております。このような措置も 27 年度から行いまして、28 年度はやはり製造技術の研修ということで研修工場を活用した研修を幾度なく、また座学による研修等もとってきたところでございます。そして、本番の 29 年度におきましては、やはりこれまでの品評会の上位入賞におきましては、手摘みによる摘採というのが独占をしておりました。やはり手摘みをしないと対応できないということで、茶部会とのいろいろな協議を重ねて手摘みへの協力体制というのを図ってきたところでございます。その手摘みにおきましては、当然、相当数の人数を要します。3 日間で延べ 352 名のそういった手摘み用のボランティアスタッフ等を確保したところでございますけれども、こういった方々の茶園の移動、又は現場でのそういった休憩場所なり、又はトイレ等の対応というようなことについての環境整備への支援というものを実施しまして、3 年間にわたってこの対策を講じてきたというところでございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

いろいろこの入賞するに至っては今課長から説明がございましたが、そういった中で問題点などなかったのか。もしあったとすれば、どのように克服するためには対策を取られたのかですね。お尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

農林水産課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（岡田半二郎君）

問題点ということで、それぞれ立場、関係機関によってそれぞれの問題点、課題点は違うかなというふうに思います。行政としての課題ということに関して言えば、やはりそういった気運を作っていく、本番に向けてですね。それをどういうふうに関係機関と調整し、また生産農家、対象とする農家の方々のモチベーションを上げていくかというところで大変苦勞したことを記憶しております。当然、それを進めていくにあたっては茶生産農家からも行政の支援ということもございませので、やはりそういった支援に対してどのようなところまでできるのか。また、どれが最低必要なのかということも内部、町長とも協議をしながら進めてきたというところでございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

先ほど町長からも茶の PR 広告委託料とか、そういった件については回答がございました。やはり、この先ほどからありますように八女茶でもまだ知名度が上がっていないと。ましては、そのぎ茶は今回ちょっと知名度が上がったぐらいで、まだ全国的には彼杵という地名さえ知らないという方が結構多いかと思えます。やはり私は以前からも申しておりますが、名刺とかそういったものにそのぎ茶というのをに入れていただいて、少しでも職員の方が出張先で名刺を交換するときに、そういった彼杵のお茶処というのをアピールしていけば良いんじゃないかと思っております。そして、また以前からも申しておりましたとおり、一煎の茶を淹れてするのも 1 つの PR の方法じゃないかと私は思っているんですね。いつか課長にもそういったことを言ったところ大変前向きな話でということで、課長もやってみようというふうなことを言っておられましたけれども、まだ実践はされてないと思えます。やはりその点について、先ほど町長はそういう時代は終わったということで、ネット社会でと言われますが、やはり飲んでもらわないとその良さがわからないという気がしております。その点について再度お伺いしたいと思えます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ネットだけでとは言っておりません。飲んでもらうんですよ。シェフとか飲んでもらいますけれども、それは本当のお茶だったらコアな人にしないと、本当に価値がある人にしないと一般の人に飲ませたってわかりません。買ってくれません。そんなお茶ですよ、素晴らしいお茶です。だから、それをどう差別化していくかということですよ。だから、生産者の方がやっぱり整理をしないとイケないんですよ。そこら辺ができるかどうかです。そうしないと今までどおりそのぎ茶ですとやってもですね、もしかしたらこのくらいかということで諦められます。それは今までやってきたわけです。そうじゃないんですよということで、これはもっと違うお茶ですよという、それこそ一煎茶パ

ックも差別化をしないといけないんですよ。本当に美味しいものを、そう考えております。それから、名刺あたりは最初からしております。私の名刺は真っ赤になって書くところがありません。そういうふうに変えておりますので、議員皆さんも、是非、名刺に優勝優勝を書いてもらってやってもらえば一番良いかと思っております。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

それと先ほどから言われておりますように、世界に向けた取り組みをしなければならないと町長も言われています。正に、私も国内ばかりではなくて、特にテレビ等でもあっておりましたが、今アメリカ等でもティーブームということで放映をされておりました。正に、この日本一というのはこの次の大会までが日本一で、その次の補償はちょっとですね。できれば、また日本一になっていただきたいわけですがけれども、この補償がありませんので、この1年間で凝縮してやはりこの宣伝PR活動をやらなければならないと思います。先ほどからもいろいろ説明がございましたけれども、具体的な日程等をそういった現在考えておられるのか。また、県とか何とかの補助事業あたりはそういったものが対象がないのかですね、お伺いしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

日程はまだ予算も通っておりませんので、今から予算を通していただいて日程を決めていきます。そして、来年取り組みを決めていきます。それと後、県の補助事業は200万円、県の方から補助が決まっております。200万円、県の方はもう議会終了したので県から来ます。それを東彼杵町だけにやるのか、長崎県の茶業協会みたいに全部やるのかわかりません。お茶の売上金が100万円ぐらい補助していただくということで、これは茶業協会ではなくて県の収入があるそうでございます。これを100万円もらいまして、後、町が100万円出して400万円の事業をやるのか、あるいは全て、後残りも茶業協会でするのか、その辺今役員会でするようにしています。県の補助が町に対してはありませんけれども、茶業協会に対してはありますので、宣伝するのは東彼杵町と佐世保市だけで、たぶんそうなるだろうと思います。負担までしてしません。だから、東彼杵と佐世保市を中心に宣伝が玉緑茶ということで、長崎玉緑茶ということで宣伝になるかと思っております。そういうことになろうかと思っております。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

先ほど町長は予算はまだ決定していないということでありますが、上程されている内容はある程度積算されたものか。私は上程されて、根拠にこれだけのお金が要りますよとされたのがそうじゃないかと私は思うんですが、正に本当にそういった積算までまだされていないのですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

いや、ご質問がスケジュールとおっしゃったものですから、スケジュールはまだ予算通ってもない、決めておりません。お金は積算しておりますので、先ほど説明した額でしております。そうしないと要求できません。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

先ほどからも言いますように、そのスケジュールもやはり期間が1年もございませんので、そういったところを日本一というのがですね。ですから、ある程度その辺まで煮詰めたところで、今度新茶が4月には採れますので、まずそれを機にどんどん、昨年日本一を取ったそのぎ茶であるというのをどんどん全国に広めていただければなと思っております。それで、来年の大会前に、先ほど町長も東京の方にそういった宣伝、PR 部隊を配置ができればと言われたわけですが、東彼杵町の職員体制というかですね、そういったのを今の職員体制のままでやられるのか。また、もう少し人員等を強化しながら取り組まれるのか。そこをお伺いしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まだ決めておりませんが、採用が今度また3名計画をしております。その中からいけないかなと考えておりましたけれども無理かなと思っておりまして、本当は一番ベテランのお茶に詳しい職員をやろうかと思っております。今、その辺は検討中でございます。したがって、やれないかもわかりませんが、後は今から今の予算挙げての3か月分だけでございます。今から先の、1年先の予算は当初予算で上げますので、まだそこまで考えておりません。考え方はそこまでして、すぐ4月からやるわけではございませんので、どこにターゲットを絞ってやったが良いのか。その辺も検討しなければなりません。今からたぶん当初予算に間に合わないときは6月の補正とかになっていくかなと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

町内のお茶の栽培面積もピーク時には約400ha ぐらいあったわけですが、現在やっぱり価格等の低迷等で荒廃している茶園も見受けられます。JA で取り上げられている粗茶の生産量もピーク時からすれば約60%近くになっているような、30周年の記念誌あたりにも書いてありました。やはり、そのぎ茶をずっとPRして続けていくためには後継者の対策も必要だと思いますが、その点についてはどのような考え方をお持ちでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

後継者につきましては、今、農林省の補助事業で5名か6名ぐらいの若者がシンガポールとかベトナムとかオランダ、イギリスに行っております。最近、帰ってきたばかりです。そういう方が非常に今世界を股に掛けていろんな、抹茶の工場を今度また入れようとしております。今度、補正予

算で上げておりますけれども、そういう取り組みが盛んに行われております。だから、後継者は全てと一緒にできませんけれども、やる気のある人はそういうことをやってもらえれば、どんどん推進していこうと思っております。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

先ほど町長からもありましたように、そういった抹茶の各工場を補正予算にも計上してあるようですが、また、後別に健康茶というか、道の駅に今も出ていると思いますが、そういった茶とブレンドした健康茶あたりも出店されているようです。そういった新たなお茶の利用の仕方というのを本町には茶業試験場とかございますので、そういった機関との連携で新たな施策あたりを試みられておられないか。伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今シャルレというのが枇杷の葉とお茶とコラボしてやっております。昨年の売上は7億2000万円ぐらいですけども、今年はその倍ぐらいに上がるんじゃないかと考えております。それと併せて今やっているのは、みかんの摘果みかんとお茶ということで今研究しております。これもそういうあれができないかということで今進めております。それと、後は今非常に抹茶ブームでございますので、これをどういうふうにするのか。これは販路あたりも今から、作ってから販路ではなくて、今から既に若い人達は販路を確定させながらやっております。町もそういう面ではインドネシア辺りとパイプで持って人脈を持っておられる方がいらっしゃいます。その方辺りをつてにして、そういうことも今準備をしております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

後継者対策として、先ほど町長も言われたように、今海外に向けてあちこち後継者の皆さんがお茶の宣伝をしておられるわけです。これからそういった、どんどん海外にも向けて発信をしていかなければならないと思いますが、そういった事業とかの補助とか何とかの、どの程度の補助金を活用されているのか。全く自費、1回目は前も補助金、助成金あたりが出たような記憶をしております。そういったものはどの程度の補助の活用でされているのか。全く自費なのか、伺いをいたしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、今私が説明したのは農林省の事業でございますので、ほぼ100%に近いと思います。ほぼ何百万という補助をもらってやっているそうでございます。農林省のインターネットを見てもらえばわかりますけれども、農林省の事業の中に東彼杵の上地区、お茶のあれが載っております。したがって、これは100%近く、100%とは他の対象にならない物件がありますのでないかと思

いますけれども、ほぼ100%ぐらいはあっているかと思っています。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

そういった今言っておられるのが一部の方の後継者と思いますが、他にそういった希望とか自分達も知っていれば行きたいなという話をたまには耳にするわけですよね。そういった人達がもしあるとすれば、そういったバックアップは行政としてどういったことを考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、メニューがあって募集すると楽なんです、なくて募集というのはなかなかできません。そういう外国となりますと、国の補助事業あたりを利用しながらやるしかないかと思っております。農林省の事業あたりが、今若者が海外展開するやつは非常に手厚く補助がありますので、そういうのを利用しながらいけば一番良いかと思っています。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

ということは、もし他の今のメンバーではなくて他からあった場合にもバックアップをするという捉え方で良いでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

だから、さっき言いましたようにメニューがあるか、ないかですよ。メニューがあればどんどん手を挙げてもらえば県の方をお願いをして、対象になれば行ってもらうということになるかと思えます。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

それと、そのぎ茶をやっぱり維持していくためにはですね、生産基盤強化のための圃場整備あたりも、やはり、特に今大型機械を入れてやるようにどンドンなっております。可搬式、手で持つような茶摘みというのは大変重労働でございますので、そういった乗用機械を使用するためには基盤整備をしなくてははいけません。東彼杵は特に丘陵地帯でなかなかやりにくい面もあるかと思えます。そういったところの強化策として、先般、農水省の方にも産業建設常任委員会で、そういった基盤整備の緩和とか質問をいたしましたら、やはり、そこには担い手に集積をすれば、報告書にも書いておりましたが、100%の補助がありますよと。いろんなメニューがあるというようなことをお聞きしてまいりましたので、そういったことについて、担当課あたりが一生懸命調べていただいてバックアップしてもらわないとなかなか実行には移せないと思います。そういった、その点

についてのお考えはどのように考えておられますか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、お茶に関する法律が何年前でしたかね、5年ぐらい前にできましたので、手厚く補助があります。だから、後発想をしたらどういふふうな補助もできるという農林省の考えはあります。自分からネットを探して、どういふ仕事をしたいとかというのを探して、あるいは探さなければ町の方に、農林水産課の方に来てこういふことをしたいということを表示してもらわないと待ちでは駄目です。今からそういふ農業経営をしていかないと立ち遅れます。今までどおりの農業では全く歯が立ちませんので、自分で何をしたいのかということでございます。したがって、今回お茶農家の青年が、例えば、お茶が今低迷しておりますのでお茶だけでは経営ができないということで、トマトをプラスしてやろうということ今しております。今2名の方がやっておりますので、これも補助が付いております。だから、何でカバーしていくのか、お茶でいくのか、どうやっていくのか。自分で決めなければ、町がああしなさい、こうしなさいとか言うことではなくて、そういふ時代です。是非、積極的にいろんなメニューはこっちで準備をします、ある分は。全国生産団体連合会というのは私も役員ですので、たまに東京に行きます。そのときにメニューが農林省が示されますので、その中で良いのがあれば担当課長にもこういふことがあるから推薦をしなさいということしております。お茶に関しては意外と優遇されます。それ以外でやりたい人は、自分で手を挙げて何をやるかということをしていただければなかなか、待ちだけでは駄目です。是非そういふことで進めたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

商品の知名度アップというのは、やはり先ほどから言われますように宣伝力だと思います。佐賀牛にしても長崎和牛にしても、テレビのコマーシャル等で大分流れて、そういった全国に根付いていった経緯とかございますので、予算も相当掛かるわけです。佐賀牛については佐賀県あたりのバックアップも相当あったのではなかろうかと思えます。そういった意味におきまして、県ともそういったものを協議をされて、そのぎ茶の知名度をアップするような対策を講じていただきたいと。そして、今が絶好のPRのチャンスなので、生産者あるいはJA、各機関等がしっかり手を組んで、そのぎ茶の知名度をアップさせて、30年度以降のお茶の価格が高価格で取り引きされて、生産者の所得アップ、ひいては逆にアップをどんどんしていただいて、どんどん納税をしていただいて、東彼杵町の活性化に繋がるような対策を講じていただければと思います。以上で質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

以上で、7番議員、浪瀬真吾君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

散 会（午後 4時22分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長

署名議員

署名議員